

第30回三番瀬再生会議 議 事 録

日時 平成22年6月30日(水)
午後5時30分～午後8時35分
場所 船橋市西部公民館講堂

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	2
(1) 第28回及び第29回再生会議の結果について	3
(2) 三番瀬関連委員会の開催状況について	4
(3) 平成21年度三番瀬再生事業の実施結果の概要 及び平成22年度の実施方法等について	4
(4) ワーキンググループの検討結果について	13
3. 報告事項	
(1) 三番瀬再生支援事業の実施結果について	
(2) 市川泊地・航路の維持浚渫工事について	
(3) 東京湾における水質などの連続観測の実施について	35
4. その他	36
5. 閉 会	37

1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻となりましたので、ただいまから第 30 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

現在、委員 22 名中 13 名のご出席をいただいております。本会議の設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数 11 名を充足していることを報告いたします。

本日の配付資料ですが、お手元の資料一覧を別紙により添付しておりますので、ご確認いただき、不足等があれば申し出ていただくようお願いいたします。

また、各委員には、いつものように青いホルダーに入れた「千葉県三番瀬再生計画」等を用意しております。

それでは、三番瀬再生会議の開催に先立ち、千葉県総合企画部理事の赤塚からご挨拶を申し上げます。

赤塚総合企画部理事 この 4 月から千葉県総合企画部で三番瀬担当の理事をしております赤塚でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙のところ、三番瀬再生会議の委員の皆様並びにオブザーバーの皆様、第 30 回「三番瀬再生会議」にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。大西会長はじめ三番瀬再生会議の各委員の皆様には、毎回、長時間にわたる熱心な討議をいただいております。心から感謝申し上げます。

この再生会議は、円卓会議の頃から数えて 8 年ですか、これまで三番瀬の再生計画の策定や各種事業の実施についてさまざまなご意見を賜るなど、三番瀬の再生事業の推進に大きく貢献いただいているところであります。ここに改めて感謝申し上げます。

さて、前回の第 29 回の三番瀬の会議でございますが、森田知事が再生会議に出席しまして、「三番瀬は東京湾の宝物で、大事にしていかなければならない」という話をしております。私たちは、この宝をいかに再生・保全していくかということ十分に検討していかなければならないと考えております。まさにそういう時期、本日の会議では、ワーキンググループで検討いただいております三つの課題、「ラムサール条約」「江戸川放水路」「ランドデザイン」について、検討結果の報告が行われることとなっております。よろしくご討議のほどをお願いしたいと思います。

最後になりますが、引き続き三番瀬の再生に対し皆様のなご一層のご支援、ご協力をいただきますようお願いいたします。簡単ですが私からの挨拶とします。

本日はよろしく申し上げます。（拍手）

三番瀬再生推進室 ここで、本年 4 月 1 日付けで県の組織改正が行われまして、事務局を担当しております三番瀬再生推進室の所属する課が地域づくり推進課でしたけれども、4 月 1 日からは政策企画課に変更になりましたので、ここでお知らせいたします。

また、この 4 月 1 日付けで事務局に人事異動がありましたので、この場を借りて紹介させていただきます。

ただいま挨拶がありましたが、総合企画部理事の赤塚でございます。

政策企画課三番瀬再生推進室 副参事兼室長の田島でございます。

同じく副主幹の岩崎です。

同じく副主幹の横須賀です。
同じく副主幹の五十嵐です。
同じく副主査の小松です。
同じく主事の高田です。
同じく、最後になりますが、私、副主幹の松本です。
どうかよろしく願いいたします。

2. 議 事

三番瀬再生推進室　それでは、これから会議に入ります。

会議の進行は大西会長をお願いいたします。

大西会長　会長の大西です。どうぞよろしく願いいたします。

今回は12月14日ですから、半年以上あいているということになります。私どもの任期は今年いっぱいということですが、事務局のほうはメンバーが一新、かなり新しい方が多いということでもあります。どうぞよろしく願いいたします。

今日の議題に早速入るのですが、一つその前に、今までもあったことですが、確認をしておきたいことがあります。それは、今回の会議に先立って、委員の方あるいはオブザーバーの方から、委員の方に参考資料をお渡ししたいというお申し出がありました。

この点について、皆さんのホルダーの最初のところで2ページにわたって「三番瀬再生会議設置要綱」があります。これを読んでも、直接今のところに関わることは書いていないと思います。それで2枚目、「(事務局)」というのがあって、「事務局は、再生会議の運営に必要な事務を行う」ということで、再生会議に直接関わる資料については事務局のほうで調製して配付するということになりますが、これはそれには該当しないので、一番下の「(その他)第9条」に「この要綱に定めるもののほか、三番瀬再生会議の運営に必要な事項は会長が三番瀬再生会議に諮って定める」とありますので、ここに該当すると思います。

そういうケースについて、私としては次のようにお諮りしたいと思います。参考になるものを配付するというのはこれまでもあったと思いますので、それは基本的には認めることにしたいと思います。内容について、三番瀬再生会議の議論に直接関係のないものは遠慮していただくことが必要だろうし、発言についてもありましたが、個人や団体を誹謗中傷する内容のものについても遠慮していただく。それから、皆さん持ち帰ることになると思うので、あまり大量なものは遠慮していただくということが基本的な点だと思いますので、それについて私のほうで申し出があったものについてチェックさせていただいて、今の3点などに該当しない、問題がないということであれば配付を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか、

(「はい」の声あり)

大西会長　では、そういうことでいきたいと思います。

今日は2点、お二人の方から、1人は委員、1人はオブザーバーの方ですが、さっきオブザーバーの方のほうについて内容を拝見しております。委員の方については事前にメールで送っていただいていますので、今のような観点でお認めしたいと思います。

それでは、今日の内容に入ります。

会議については、これまで確認しているように、1回の発言については1分程度に簡潔にさせていただくということで、議事の進行にご協力いただくということをお願いします。昨日のサッカー観戦で疲れておられると思いますが、今日はなるべく8時に終わるということのでいきたいと思っておりますので、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入る前に、会議開催結果の確認を担当していただく方、硬く言えば議事録の署名ということですが、今日は遠藤委員と岡本委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日の議題は「次第」のとおりであります。「次第」に沿って議事を進めていきます。

(1) 第28回及び第29回再生会議の結果について

大西会長　　まず、議題(1)第28回及び第29回再生会議の結果について、これは事務局から説明していただくことにしましたので、よろしくお願いいたします。

三番瀬再生推進室長　　前回の第29回会議概要を簡単に説明いたします。

資料1の7ページです。

前は森田知事が出席し、知事から「三番瀬は東京湾の宝物で大事にしていかなければならない」、また「地元の意見を十分に聞いて、4市が県とともにいかに再生保全をしていくか、十分に検討していかななくてはならない」という話がありました。

また、知事に対して委員やオブザーバーの方々からさまざまな意見や要望があったところです。その内容は9ページにかけてございます。

資料1の9ページですが、議事では、「三番瀬評価委員会での検討結果について」は、三番瀬評価委員会座長の細川委員から検討結果の報告をしてもらい、再生会議として知事への意見を取りまとめるということになりまして、これについては今年の2月3日付けで意見書を提出していただいたところです。

次の議題「平成22年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について」は、皆さんからさまざまな意見をいただきまして、これについても、本年の2月3日付けで修正意見や留意すべき事項を取りまとめ知事宛てに意見書として提出していただいたところです。その内容が11ページまでございます。

次の12ページですが、「ワーキンググループの検討状況について」ということで、各ワーキンググループでの検討状況を報告してもらったところです。この内容について、本日の会議の中で各ワーキンググループから最終的な報告をしていただくこととなっております。

簡単ですが、前回の概要を説明させていただきました。

大西会長　　ありがとうございました。

事務局から今、説明がありました前回の会議の概要に関する内容の誤り、あるいはこの場で確認したいことがありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

特になければ先に進みたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、前回の会議については、振り返って概ねこういうことだったということで、先に進ませさせていただきます。

(2) 三番瀬関連委員会の開催状況について

大西会長　　続きまして、議題（2）三番瀬関連委員会の開催です。これは資料2で、裏にも一つ記載がありますが、一番古いのが1月12日から一番新しいのが6月21日まで、いろいろな分野についてこういった会議が開かれてきたということです。半年と申し上げましたが、その間に随分いろいろな会議が都合8回ほど開かれているということで、参加された委員の方は大変ご苦労さまでした。この内容については今日の会議に主要なものは反映されると思いますので、ここで内容の説明は省かせていただいて、ご確認を適宜していただきたいと思います。

(3) 平成21年度三番瀬再生事業の実施結果の概要 及び平成22年度の実施方法等について

大西会長　　それでは、次の議題（3）平成21年度三番瀬再生事業の実施結果の概要及び平成22年度の実施方法等について。これについては県から一括して説明をしてもらい、その後、質問、意見交換を行いたいと思います。

それでは、県のほうから順次ご説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室　　平成21年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について説明いたします。

お手元の資料3をご覧ください。横長の資料で、全部で20ページまである資料です。この資料は、平成21年度三番瀬再生実施計画に記載されている44の事業について、実施結果の概要を取りまとめたものです。

一番左側の「事業の節・事業名」の欄に、それぞれ事業ごとの予算額、そして決算見込額。年度はもう終わっておりますが、決算認定がある9月までは見込額という扱いをしております。昨年の実績額ということでご理解いただければと思います。

そして、そこに5年間の計画の目標もあわせて記載している欄がございます。

また、その目標等に対して、平成21年度は何をどのように行ったか、そしてどのような進捗があったかということ、右の欄に「目的・概要」「実施結果」「結果の評価」「住民参加・情報公開の状況」「問題点・今後の課題、改善の方向等」という項目ごとにまとめてあります。

本来であればすべての44事業について説明を差し上げるところですが、本日の会議には時間に限りがございますので、そのうち幾つかの事業のみの説明とさせていただきます。と思っております。

まず、お手元の資料の1ページ目上段の「干潟的環境形成の検討・試験」についてですが、こちらは、市川市塩浜2丁目護岸前面の場所で干潟的環境（干出域等）の形成試験を行うものですが、昨年度は三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会を3回開催し、砂移動試験の計画等を作成しております。資料の「問題点・今後の課題、改善の方向等」の欄の二つ目の「・」にありますとおり、本年度（22年度）からは干潟的環境形成試験（砂移動試験）を実施するというので、この内容については後ほど担当から説明させていただきますことになっております。

続きまして、同じページ下段の「行徳湿地再整備事業」ですが、こちらは、行徳湿地を三番瀬の後背湿地機能を有する汽水域の場所として整備するための事業です。「実施結果」の4番目にありますとおり、平成21年度は、20年度の繰越工事とあわせて、行徳湿地と丸浜川を隔てている導流堤の改修工事を行っております。この工事にあたっては、事前に環境への影響などについて、先ほど申し上げました行徳内陸性湿地再整備検討協議会、及びその協議会の中につくられたワーキンググループで検討を行っております。その検討結果を踏まえて実施しております。今後についても、その検討結果を踏まえながら事業を続けていくということになっております。

続きまして、三番瀬において大きな動きのある事業として、資料の11ページをご覧ください。ただければと思います。

大西会長 座って説明を。県の方は座って説明していただいて結構です。マイクを使うと誰が話しているのかわからないことがあるので、最初にちょっと手を挙げていただいて、あとは着席のまま、肩の力を抜いていただいて、よろしくをお願いします。

三番瀬再生推進室 ありがとうございます。

説明を続けさせていただきます。

資料3、11ページの下段「市川市塩浜護岸改修事業」と、12ページの上段には「護岸の安全確保の取組」ということで、前のページと続きまして市川塩浜1丁目と2丁目の護岸改修工事のことが記載されております。こちらについても後ほど担当課から説明させていただくことになっておりますが、大きな動きのある事業としてはこちらのものが事業費的にも一番大きな事業になっております。

21年度三番瀬再生事業の実施結果については、44事業あるわけですが、冒頭申し上げたとおり、すべての事業について説明することができませんので、この表を皆様方各自でご覧いただくことで説明にかえたいと思いますので、よろしくお願いたします。

資料3については以上でございます。

三番瀬再生推進室 続きまして、本年度実施予定である干潟的環境形成試験の試験計画について報告いたします。

資料としては、資料4になります。

当該試験計画については、前回の再生会議において、試験区の設置場所やモニタリング調査の考え方について三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会での検討結果に基づき報告したところです。

その後、2回の実現化検討委員会を開催し、予算状況も加味していただいた上で、今回、別添資料4のとおり試験計画をまとめていただいております。

試験計画の内容として、資料4の最後のページの参考資料3に示しますように、直径約10mの砂のマウンドをつくり、この砂の定着状況を見るとともに、底生生物の加入状況の調査を行うという試験です。

試験区の設置については、一つページを戻っていただいて、参考資料2に位置図を示しております。図中の「試験区設置位置」に先ほど申しました砂を盛り立てて、地形の変化や底生生物の加入等のモニタリング調査を実施します。それとともに、砂を盛らない海域の状況として、「対照区設置位置」の海域の調査をしております。

調査の項目ごとの調査頻度としては、同じ資料の4ページ、2枚目の裏の真ん中あたり

になりますが、ここに「○」をつけた一覧表を示しております。例えば砂の移動に関わる調査の中心である地盤高の調査については、試験開始から、当初2ヵ月間を中心に調査を行い、その後、9ヵ月後、1年後という四季的な調査間隔での調査を行っていく予定です。

なお、当初予定していた蛍光砂を用いた移動方向の調査につきましては、調査結果についての判定が難しいということや、また経費の削減といったことから、今回の調査では実施しないこととしております。

ちなみに今後の試験の予定についてですが、現在、委託へ向けての事務手続を行っており、順調に進みますと8月の下旬頃から試験を開始する予定となっております。

以上でございます。

河川整備課 続きまして、市川海岸塩浜地区護岸改修事業の実施状況について説明いたします。

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の事務局であります県土整備部河川整備課でございます。事務局には昨年度途中から塩浜1丁目の担当として総合企画部政策企画課も含まれていましたが、今回は河川整備課で説明いたします。

お手元の資料5をご覧ください。

最初に平成21年度の実施状況ですが、資料の裏面、上の図をご覧ください。塩浜2丁目の図面です。

このうち、黄色の着色部分が平成21年度の工事箇所です。上の図面の中央あたりですが、昨年度は捨石50mの施工をし、護岸前面に施工する捨石は2丁目全区間900mを完了し、老朽化した鋼矢板護岸の倒壊防止が完了いたしました。また、陸側のH鋼の打設を平成20年度に190m施工したところです。

一方、工事が与える影響評価として、継続しているモニタリング調査結果に基づき、工事着手から3年後の検証評価を行ったところです。

結果としては、周辺海域への大きな影響は見られず、生物の再定着が進んでいる状況が確認されております。

資料の表に戻っていただきまして、下の地図の右端となる1丁目ですが、昨年度は測量等の基礎的な調査や護岸構造の検討を実施したところです。

続きまして、平成22年度の実施計画ですが、もう一度裏面をご覧ください。

下の図面になりますが、今年度の実施予定はピンク色で着色してございます。

今年度の2丁目の工事については、主に図面右側となる東側から約240mの被覆石の据付工事と、昨年度に引き続き陸側のH鋼の打設を約100m実施予定です。

なお、左下の囲みにありますように、漁業に影響を与えないよう、海域工事と陸域工事を工事区域ごとに所定の期間内で施工することとしております。このうち海域工事である被覆石の据付工事については近々着手する予定であり、残る工事についても所定の時期には順次着手していきたいと考えております。

また、調査関係については、モニタリング調査並びに緑化試験、砂つけ試験の検証評価を実施する予定です。

以上が2丁目の実施計画でございます。

なお、1丁目につきましては、今年度は護岸の詳細な検討を行うとともに、環境調査、影響評価を実施することとしております。

簡単でございますが、以上で資料5の説明を終わります。

大西会長 21年度の三番瀬再生事業の実施結果について、最初に資料3を使って概要の説明がありました。これについては、詳しく説明すると非常に時間がかかりそうなので、この概要報告書をもって説明にかえたいということです。

それから、今年度(22年度)に行う事業の実施方法で特に重要と思われる干潟環境形成試験の計画、市川海岸塩浜地区護岸改修事業については、21年度の実施状況についても少し詳しく説明がありましたが、22年度の実施計画について、いま説明していただいたところです。

これら21年度及び22年度の三番瀬再生事業の実施計画について説明を受けたので、意見交換に移りたいと思います。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大野委員 資料1ですが、知事の挨拶の中に「4市がしっかりと英知を集め」、これはそのとおりですが、4市がしっかりと話す場というのは設けられているのですか。

三番瀬再生推進室長 今、4市の方々と県とで、いろいろな行政的な関係について協議、打合せをする場を設けております。

大野委員 それはどのくらいの頻度ですか。

三番瀬再生推進室長 この4月から開始しておりまして、概ね月1回程度のペースで打合せをさせていただいているところでございます。

三橋委員 今の件ですが、この会議は公開ですか。

三番瀬再生推進室長 あくまで行政内部の打合せ会議ということでやっておりますので、公開はしておりません。

三橋委員 結果の報告というのはあるのですか。この会議で、結果とか成果物は。

三番瀬再生推進室長 今のところ、打合せ会議ということで、自由な意見交換をしている段階ですので、その結果というか、成果物というか、そういうものは今のところございません。

大西会長 そういう会議は、従来はしばらくはなかったんですかね。

三番瀬再生推進室長 ずっと過去に遡るとあったというふうに聞いておりますが、ここ数年はなかったと承知しております。

大西会長 そうすると、県と4市の関係が修復されたということですかね。

三番瀬再生推進室長 修復というよりは、本来、普通であれば、通常、意見交換なりをするのが当然だと思いますので、普通の形に戻ったというふうに理解していただければよろしいかと思います。

大西会長 まだ報告するべき成果が出るに至っていないということですかね。そういうのが出たら、適宜もちろん報告していただくような機会もあると思いますが。

木村委員 実際的に、三番瀬の会議に4市とも代表が来ていますが、習志野市の場合でも、1回も、声とか意見とかそういうのをやっているということを知ったことがないんですが、その辺の連絡はどういうふうになっているのでしょうか。

大西会長 よくわからない。習志野の場合に……。

木村委員 これは「4市がしっかりと英知」と書いてありますね。各市で代表してここへ来ているわけですから、行政の打合せとしても、する前に、どうでしょうかとか、いろいろ意見が三番瀬再生委員にあってもいいわけなんですけれども、そういうことは一切ない

ですよね。英知ということに入らないんじゃないですか、そういうことは。

三番瀬再生推進室長 先ほども申し上げましたけれども、あくまで行政体同士のいわゆる自由な意見交換ということで打合せ会議をやっている段階でございまして、まだ、皆さんにその内容をお知らせするとか、そういう段階にまで至っていない状況ですので、4市と県でいろいろ意見交換をやっているということでご理解いただきたいと思います。

木村委員 それは、大野さんはもう少し深い意味でおっしゃっているんじゃないですか。

大野委員 知事が、「本当に大事なことは、」、彼はここで念を押しているわけですね。「地元である皆様の意見を十分に聞いて、……この4市がしっかりと英知を集め、」。今ここでやっていることの方針とか、あるいは方向性とか、この4市でがっちりやってもらわないとそれは実現できないということだと思います。

例えば、例を挙げれば、ラムサール登録をどうしますかというときに、やはり4市ががっちりやってくださいよと。そういう会議を今日までやったのかやらないのか。それがないと、外野から「8年間もやっていて何もやってないじゃないか」というような意見も出てくる。そういうことを最近感じていますので。

知事はいいことを言っているなど。それで確認を取ったわけですがけれども。

大西会長 この点については、知事さんの前回のご発言をめぐって委員の方から意見が出ていますが、いま大野さんが読み上げたとおりのご発言をされたと思います。そこでは、地元の皆さんの意見も十分にくんでいただきたいと思いますということ、4市がしっかりと協力して議論していくという趣旨だと思いますので。これは直接は県知事の言葉ですから、県の皆さんがこれを体して行動するということになると思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。

倉阪委員 もう平成22年度になってしまったということで、実は第1次事業計画の計画期間の最終年度が平成22年度である。委員の方には青いファイルに挟まっていると思いますが、ここにある再生計画（事業計画）の仕上げをしなければいけない年度であるということをご再認識しなければいけないということでございます。

その上で、これまでの達成状況を見ますと、市川護岸については倒れないように手当てをしてきているということではありますが、その他の部分について、目に見えるような形で成果がなかなか上がってきていないというのが、やはり率直なところではないかと思えます。その中には私が座長をやらせていただいております再生実現化推進の事業も入っておりますので、私自身も反省をしなければいけないところではありますが、例えばソフト面の事業ですね。資料3で言いますと13ページ「ルールづくりの取組」、ここで「5カ年の目標」ということで「地域協議の場の設置」、ここについてもまだ内部検討の段階にとどまっている。あるいは人材バンク、パスポート、これは14ページにあります。それから似たようなものとしては、18ページにあります再生クラブ。こういったものについて、まだ具体的な案すら見えていない。こういう状況はかなり危機的状況であるという認識をしなければならぬと思っております。

県の方がかなり入れ替わっておりますので、まずそういう認識に立っていただいて、今年度、目に見えるような形で具体的に進めていただきたいと思いますという要望をさせていただきたいと思います。

特に、こういったソフト面の事業は互いに関連するところが大きいと思っております。このソフト面の事業の中では、進んだものとしては、「三番瀬再生の広報に係る標語・図案等」については、予定のとおり、地元4市も入った形で標語ができ図案ができたわけでございます。そういったものも突破口にしながら、ぜひともソフト面の具体的な成果を上げるようお願いしたいと思います。

大西会長 少しご意見を伺って、県の方にまとめて答えていただきたいと思えます。

後藤委員 簡単なことですが、資料2「三番瀬関連委員会の開催状況」というのがありまして、ここに書いてある委員会は漁場再生検討委員会も含めて三番瀬関係ということで、一つお願いしたいのは、三番瀬のホームページに開催が出ている委員会と出ていない委員会がありますので、できるだけここに載っているものは事前に三番瀬のホームページからわかるようにしていただきたいのが1点です。

もう一つは、例えば漁場再生検討委員会の中で漁港の整備計画の検討状況について説明、情報提供があったということですが、こういうことは再生会議でもその内容がどのようなものだったか知っておきたいというのがありますので、関連するものについては、簡単な資料で結構ですので、どういうことが説明されたのかということではできるだけ資料としていただきたいと思えます。

大西会長 ほかにはいかがですか。

では、そこまでで、ソフト面の事業の進捗状況、考え方、関連会議のホームページへの開催案内の掲載。特に漁港については、「市川漁港整備計画の検討状況について情報提供した」と書いてありますので、そうした情報についてはここにも知らせていただいたほうが良いという趣旨ですが、お願いします。

三番瀬再生推進室長 まず、資料3、21年度の実施状況の13ページに「ルールづくり」がございましたが、これについては、浦安市の環境学習施設がいま検討されているということで、昨年、護岸の利用について浦安市と県の関係部局とで1度打合せの会議を実施したところです。

あと、ソフト面の話で、人材バンクと再生クラブは、結果にも書いてありますように、具体的な成果が上がっていないということです。ただ、パスポートのほうについては、昨年も実証試験ということでスタンプラリーなどを実施して試験を行ったということです。引き続き22年度も、進展のない部分については検討を進めていきたいと考えております。

それから、資料2のほうの話ですが、ホームページで検討委員会の開催が出ているものと出ていないものがあるということですが、今お話がありましたので、極力載せる形で対応させていただきたいと思えます。

三番瀬再生計画に関連するような内容のものについては、できる限り報告資料という形で、できる範囲で報告はさせていただきたいと考えております。

漁港については、市川市のほうの話になりますが、市川市と打合せをして、出せる状況になればお願いをしてまいりたいと考えております。

大西会長 この検討委員会は非公開ですか。

漁業資源課 漁港の件につきまして、資料2の漁場再生検討委員会、1月12日の中で漁港整備計画の検討状況について情報提供したというご質問だと思いますが、この点について

は、漁場再生は漁業のことを検討しておりますので、関連があるということで情報提供させていただきました。この段階では、市川市がいま漁港整備について検討されている内容について、まだ資料としては出せる段階ではないと。その辺、市川市とも確認した上で。ただ、考え方として、今の漁港区域（施設の区域という意味ではなく漁港の範囲）内での漁港の計画を検討している、市川市のほうでまちづくり協議会という組織の中でいま意見を伺っている、というところを口頭で報告させていただきました。

大西会長　引き続き意見あるいは質問を求めたいと思います。

本木委員　資料3の8ページに高度処理水の還流のことが取り上げられています。海老川の関係でありますけれども。この中で、「海老川流域水循環再生推進協議会に処理水導水の実施状況等について説明しました。」とあります。私は、19、20、21年とこの還流の対策を始めて3年になるので、この評価をここに発表してほしいということを再三申し上げました。たまたまここにこれがあったので、海老川流域水循環再生推進協議会でどういう資料が出されているのか、ちょっと取ってみました。そうしますと、この中で溶存酸素量が、水を流したために4～6mg/lのものが6～8mg/lになっている、そういうふうに変更されているというデータがありました。だとすれば、22年度の実施計画の中にもこの対策の推進ということがうたわれておりますので、少なくともこの評価というものはこの会議の中でもデータを出していただければよろしいのではないかと、こんなふうに思いました。

あと、これからの計画について疑問もあるのですが、まだ計画のほうには論議が行ってないようでありますので、それはそちらのほうで。

22年度の再生実施計画というのがありますね。この中で実施計画が細かく出されておりますね。その中で、河川の環境整備事業というのがあります。「海老川流域の水循環の再生」という項目があります。資料3の8ページです。この中で、処理水の導水の実施状況というのが出ておまして、再生推進協議会の資料ではじめてこの評価を私は知ったのです。再生会議のほうにはこの評価に係るデータは今まで出されていなかったように思うので、今後は、判断を共有するという意味からも、こういった資料は出すべきではないかと、こんなふうに思いました。

歌代委員　この資料3で、「事業の概要」の中に、今の印旛沼流域下水道事業と、ここで検討されていないものが載っているんですね。印旛沼流域下水道工事、そのほかにもありますが、全県を対象とした工事が載っているのですが、これは参考程度ということで載せてあるのでしょうか。

大西会長　資料3の8ページの関係、これを県のほうからお願いします。海老川の溶存酸素量の改善については重要なので資料を提供していただいたほうがいいのではないかとということと、今のご質問のとおり、印旛沼流域下水道事業については検討されていないのではないかとということですが、それを含めて。

下水道課　河川のほうに高度処理水を放流していますが、評価は河川のほうでやっていただくように今なっていますので、よろしくをお願いします。

大西会長　河川環境課の方はいらしていますか。

河川環境課　水質の調査について実施してモニタリングしているところですので、今後、今回のご希望を踏まえまして、こちらの会議での検討について、下水道課とも協議した上で

検討してまいりたいと思います。

大西会長 資料を提供していただく方向で検討するということですか。

河川環境課 資料の内容について今後検討した上で、どのようにするか決めたいと思います。

大西会長 秘密事項なんですか、水質が改善されたということが。

河川環境課 そういうことではございませんので。資料の内容をもう一度見た上で決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大西会長 今、わからないということですね。

河川環境課 はい。申しわけございません。

大西会長 そういうふうに言ってくればわかるんだけど。何か隠されているんじゃないかという気がしてくる。

次の点はいかがですか。印旛沼。これは実施計画に載っているということですか。その辺を説明していただけますか。

三番瀬再生推進室長 下水道事業の関係が何でここに載っているのかという話ですが、毎年度、県のほうで策定している実施計画に載っている事業でして、三番瀬だけを直接目的とした事業ではございませんが、三番瀬に下水道水が流れ込むという関係があるので、一応関連事業ということで実施計画のほうに載せているところでございます。

大西会長 実施計画の中にも印旛沼流域下水道事業 3,465 万円というのは載っています。それから合併処理浄化槽などは 3 億 2,000 万円の事業が載っているのですね。これは直接三番瀬の中でやられている事業ではないけれども、流入河川があるということで、影響があるということで、実施計画の中にも一応計上されている。それに対応して報告もここに書いてあるということだと思います。

ほかに指摘事項、質問があれば。

松崎委員 漁港についてですが、市川市、市川市と何回も出てきますが、行政間のやり取りでまだ発表の段階ではないということのようですが、もうちょっと踏み込んだ形で。今日、市川市がいらっしゃっていますので、何かもうちょっとありますでしょうか。

市川市 この前もお話したとおり、きちんとある程度まとまった段階で報告させていただきまうと言ってきたのですが、なかなか内部の検討が難しく時間がかかっているという状況です。まだ、まとまった方向として報告できるような状態でないということでございます。

松崎委員 時期的には明確にはまだ出てこないと。

市川市 はい。

大西会長 今年度の市の予算に事業費は計上されているのですか。

市川市 今年はまだ予算を取っておりません。

大西会長 ほかにございますか。

吉田副会長 4 ページの「3 藻場の造成試験」のところで漁業資源課に伺いたいのですが、これまでは夏の高水温とか透明度の低下でアマモを移植しても枯死してしまうということで、毎年移植する必要があるという整理だったのですが、「20 年度移植群の一部が 21 年度に越冬したということがあって、自然サイクルによる藻場造成の可能性を見極める必要がある」と書いてあるのですが、このあたりは水温の違いが大きいのか、あるいは透明度か、そういったほかの要因などもあるとお考えなのか、そのあたりを少しお聞か

せいでいただけたらと思います。

漁業資源課　　今までの調査結果では、アマモは 28℃以上の水温が長く続きますと枯れることが多いということで、21 年度は 28℃を超える日数が例年に比べて少なかったというデータがございます。おそらくそれが理由だと考えております。

大西会長　　それではここで、実施計画について、去年の分と、今年の実施計画の具体的な進め方について特に二つの事業について説明がありましたので、これらについて会場から質問があったらお願いします。

発言者 A　　「三番瀬のラムサール条約登録を実現する会」、「カレンダー委員会」の A です。

先ほどの 8 ページの海老川の件でお聞きしたいのですが、船橋市は月 1 回しか環境測定をやっていないのですね。例えば長津川であるとか飯山満川であるとか、年間 74 回やったと言うけれど、そうしたら具体的な水質調査はどういうふうに行われているのか。まずその辺をお聞きしたい。

そうすると、先ほどから言われているように、海老川は三番瀬に流れ込んでいるわけですから、導水を入れることによって三番瀬の状況がどう変わったのかというのが要るのですが、このときもそうですが、三番瀬のところは船橋市は 3 点測っているんです。ところが、その中でも一番問題になっている塩素は測っていないんですね。そういう点について、県はどのような指導をされているのか。

以上 2 点です。

大西会長　　ほかに会場からご意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは会場からの意見は以上とします。

今、質問に当たるところがありましたので、これについて県のほうから見解があったらお願いします。

河川環境課　　水質調査という件ですけれども、今回こちらで測定しているのが下水道事業の水を放流したことによる影響を測るということで、そここのところについての調査を行っているということです。船橋市のほうでの調査との絡みということですが、塩素が測られていないがということですが、具体的な調査項目については、申しわけございませんが、いま把握しておりませんので、今後、調査結果等を公表する際にお答えすることができるかと思えます。

発言者 A　　ちょっといいですか。

大西会長　　今ので答えになっていると思います。質疑応答はしていただかないことになっていますので。申しわけありませんが。

それでは、この件については以上とさせていただきます。

今日、メインはワーキンググループの報告で、かなり重要な議論も出てきますので、次にそちらに進ませさせていただきます。

今日のところについては幾つか議論が出まして、十分に県のほうから答えてなかった部分もありますので、回答については補足的なことを含めて後日整理をしていただきたいと思います。委員の方への伝達の仕方については工夫していただいて、また会場の方もいらっしゃるのので、ホームページ等で補足するというのもしていただきたいと思います。

再生事業の進め方については、特に二つの点について意見はなかったように思いますが、昨年の事業の進捗を見て、事業計画の最終年度には進んでいない事業があるということですので、事業計画の点検、P D C AのCのところも今年やらなければいけません、それを含めて整理していくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、毎年、再生会議の指示の下で評価委員会において調査及び事業の評価をお願ひしています。今年度についても、昨年の実施計画に基づいた事業が行われたということを受けて、例年ですが、3点についての評価をお願ひしたいと思ひます。

一つ目が、昨年度実施した三番瀬自然環境調査結果に基づいて、藻類、付着生物、中層大型底生生物を対象とした評価を行う。

2点目が、過去に実施した三番瀬自然環境調査結果等から、現状と変化傾向とを把握することを目的とした三番瀬自然環境の総合解析を行う。

3点目は、現在、市川塩浜2丁目で護岸改修事業が実施されているわけですが、かつ1丁目では護岸改修事業を計画しているということになりますので、この地域について、市川塩浜護岸改修事業に伴う影響のモニタリング結果及びモニタリング計画について評価をお願ひするというので、3点の評価をお願ひしたいと思ひます。

今日は評価委員会の委員長は欠席ですが、伝達をお願ひします。

(4) ワーキンググループの検討結果について

大西会長 次に、議題(4)、ワーキンググループの報告に移ります。

ワーキンググループについては、これは第二ラウンドのワーキンググループということになりますが、第28回再生会議で設置して、前回の再生会議では検討状況の報告をいただいています。今回はその後の検討結果の報告ということになりますが、三つあります。「ラムサール条約」と「江戸川放水路」と「グランドデザイン」であります。順次報告していただいて、その報告が終わった後に、1項目ごとに議論したいと思ひます。

最初に、倉阪委員から、「ラムサール条約」ワーキンググループについて報告をお願ひします。

倉阪委員 それでは、資料6をご覧くださいと思ひます。

「ラムサール条約」ワーキンググループについては、私が取りまとめ、本木委員、木村委員、松崎委員、大野委員の各委員が参加し、会議を2回行って取りまとめをしました。

取りまとめにあたりましては、私自身も環境省の担当官とのヒアリングというか面談を行いました。それから事務局のほうで、ほかの地域の漁協に対するアンケート調査も実施していただきながら、今後の国全体の方針の中で三番瀬はいつまでどういう意思決定をするべきなのかという議論をしたところでございます。

全体の流れですが、国におきましては、(2)の「・」のところに書いてありますが、2012年に開催されるC O P 11、これはラムサール条約の第11回締約国会議で、ルーマニアで開かれることが決まっておりますが、そこで追加登録を検討する。そのためには、2010年度中(今年度中)に地元調整を終了し、国指定鳥獣保護区の特別保護区の指定手続を2011年度(来年度)に行つて、2012年を迎える。こういったスケジュールが必要だということでございます。

国においては、どういうものを推薦するのかという検討会が実は動いておりまして、つい先ごろ、6月25日もその検討会があったということでございます。

三番瀬は、その中では、既に前から登録湿地の候補地の一つとして挙がっております。候補地は54あるわけですが、千葉県からは三番瀬だけでございます。前から挙がっているものについては、現在、環境省が検討している中においてもそのまま維持されております。環境省においては、それに加えて新たな候補地がないかというような検討をしているということでございます。

ワーキンググループの議論の結論ですが、資料6の3に書いてありますが、2012年に実施される次回締約国会議における登録を目指すためには、2010年度中に関係者の合意形成を前提とした地元としての明確な意思表示を行う必要がある。そのため、2010年度中（今年度中）に、まずは三番瀬全体での登録を目指すための努力をする。これが困難である場合には、船橋地域での登録を目指す。船橋地域の登録については、同地域のみでラムサール条約に示された国際的な重要な湿地を指定するための基準を満たしているかどうかについて、データの整理・分析、これは一度過去にされているわけですが、現在の状況について再度確認することが必要だと、こういった結論になっております。

ちなみに、過去の資料といいますか、環境省においては、ラムサール条約の登録湿地の基準が、前は八つだったのですが、九つになったわけですが、三番瀬はそのうちの四つを満たしているということになっています。具体的に言いますと、定期的に2万羽以上の水鳥を支える。二つ目が、水鳥の1種または1亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている。何らかの種あるいは亜種の中の1%がそこにいるということです。それから基準の7ですが、固有な魚類の亜種、種等、魚類の生活史の諸段階、あるいは種間相互作用、個体群の相当な割合を維持していて、それによって世界の生物多様性に寄与している。これは、専門家のアンケートでそういう基準に当てはまるという回答を三番瀬は得ているということです。それから4番目の基準ですが、魚類の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の生育場であり、湿地内、湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている。これも、専門家のアンケートで三番瀬はその基準を満たしているというふうにされております。

この四つの基準についてもう一度精査する必要がある。特に船橋側だけで登録するというのであれば、船橋側だけでもそういうようなものが大丈夫だということを言う必要があるということでございます。

補足的に申し上げますと、三番瀬については、このワーキンググループの議論の中では、鳥にとっては行政区域というのはあってないがごときというか、空から見れば一体のところであるので、一体として登録するのが望ましいという意見もありました。ただし、地元の調整がついているところは船橋側であるということもありますので、今年度、市川側についても、できる限り全体で登録できるように、関係者、地元の方に努力をしていただきたいと。もしもできなかつたら船橋側だけでまずは進める。こういったことをワーキンググループで議論したところでございます。

よろしくご審議いただければ幸いです。

大西会長　ありがとうございます。

ひととおり報告を最初に受けたいと思います。

「江戸川放水路」については清野委員に取りまとめに当たっていただきましたが、清野委員は九州の大学に移ってしまっていて、今日は学務で来れないということですので、これについては事務局が代わって報告いたします。

三番瀬再生推進室 清野委員が急遽ご欠席ということで、事務局が代読しろという指示がございましたので、資料7について説明させていただきます。

資料7をご覧ください。「江戸川放水路」ワーキンググループの清野委員取りまとめの報告書です。

「1 議論の経過」ですが、5人の委員でご議論いただきました。3回、議論をいただいております。特に第2回目は、国土交通省の協力を得て、現地にて説明を受け、また視察をしております。

「2 議論の概要」ですが、(1)として、これまでの再生会議等の委員の意見が二つの大きな論点から出されているということを確認いたしました。「○」の二つです。一つは、洪水時の出水による漁業被害等の低減。二つ目が、三番瀬再生のための自然な水循環の回復、特に淡水導入というものをイメージした。このような論点から整理ができるということを確認いたしました。

(2)として、江戸川放水路と行徳可動堰の現状の整理を行いました。これは国土交通省からの説明等を受けて行ったものですので詳細は省略しますが、三つ目の「・行徳可動堰改修方針」ですが、老朽化が進んでいる行徳可動堰については、現在の堰の機能維持のままの改修を平成22年度から国土交通省のほうで実施予定ということでした。

また、(3)として課題の整理を行いました。これについては、(1)で整理した二つの論点ごとに課題の整理等を実施いたしました。その内容は「3 まとめ」というところになります。

委員参加者からの意見を募り、二つの論点ごとに、短期、中期、長期的な視点から方向性・提案をまとめました。具体的な方向性や提案については別表のとおりです。この別表については、次の2ページ目、3ページ目となります。「<別表> 江戸川放水路ワーキンググループ 検討課題と方向性等の整理」というものです。AとBに分けられているのがわかるかと思いますが、先ほど二つの課題に分けたものをこのように分けて課題を整理いたしました。

Aとして、「洪水時の出水による漁業被害等の低減」というものについて、委員の皆さんからの方向性、提案を、視点としては短期的、中期的、長期的といったような時間軸ごとに整理をしております。また、「◇」でコメントがございましたが、この洪水時の被害低減に係る全般的課題というものも整理いたしました。

Bとしては、もう一つのテーマ「三番瀬再生のための自然な水循環の回復」というものについて、同じような形で次のページにわたって整理をしています。3ページ目には、この江戸川放水路からの淡水導入に係る全般的な課題をまとめております。いくつか挙げられていますが、「明確な目標、目的を定めて実施する必要性」等々とまとめてございます。

1ページ目にお戻りください。この先は今の別表のまとめになります。

3の二つ目の「・」ですが、全ての方向性・提案は、国や漁業者をはじめとする関係者による合意形成が必要であり、時間軸に沿って整理しましたが、これが長期的な視点に

なるにしたがい流域全体での社会的合意形成が不可欠です。このため、「再生会議において十分な合意形成を行った上で、県において国への要望や提案、関係者の調整を行う必要がある。」としております。また、漁業者の意見を聞くこと、一般県民へのアピールの必要性についてもまとめております。

三つ目の「・」ですが、特に淡水導入については、明確な目標・目的を定めて実施する必要がある。当面、良好な河口汽水域の形成を図ることを目標とするとともに、長期的な目標として三番瀬海域への流れの回復を目指すことが提案された。また、実施にあたっては、予防的態度及び順応的管理による取組が必要であり、試験を実施することから検討する必要がある。

このように取りまとめをいただいたところです。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

次が、「三番瀬ランドデザイン」ワーキンググループで、これは吉田さんに取りまとめをお願いしていますので、吉田副会長からお願いします。

吉田副会長 それでは、資料8をご覧くださいながらお聞きください。

昨年の三番瀬再生会議で「ランドデザイン」ワーキンググループの設置をして検討するということが指示されましたので、12月から今年の5月までの間に5回会議を開きました。委員は、上野委員、遠藤委員、後藤委員、吉田の4名で、私に取りまとめをいたしました。

この5回の会議のうち4回目は、休日を使ってかなり長時間行いまして、この4委員以外の委員の方にもご参加いただきました。また、これ以外に3漁協への個別ヒアリングを行いましたし、指標生物などについては、別途、清野委員へのヒアリングなども行いました。ということでたくさんやりましたので、欲張っていろいろ資料を後ろに付けさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、このランドデザインというのは、ランドデザインと言っても何のことかわからないので、一体何のデザインをするのかということを検討いたしました。大きく分けると、長中期、短期という時間軸に沿って再生目標、目標生物、これに関連する人と自然の関係などを検討していく。二つ目は空間的ゾーニングということで、今までこういうことを全く考えてなかったわけではないのですけれども、どうしても陸に近いところの議論が中心になっているところがございますので、三番瀬全体をゾーニングして、その中で再生目標や目標生物を考えていく。そして、今までは目標は決めたのですが、長期的な理想というものと現実的な制約というものとギャップが残ったままでしたので、こういった社会的制約を明らかにした上で理想と現実を結ぶロードマップをつくらうという目標を持ってこの議論を始めたわけでございます。

そして、この再生ランドデザインを行うにあたっての原則を最初に議論いたしました。その一つは、最初に円卓会議で三番瀬再生計画（案）を議論したわけですが、そういったときの目標というものは尊重し、現在残されている生物多様性を大切にするとともに、現状以上に豊かなものにするという原則をとる。それから、長期的なものは以前も議論したのですが、なかなかそこに至らないで短期的なものばかりやっているのではないかと、なかなか成果が見えてこないというご批判もありますので、長期的、短期的な目標が

ながるということ。それから、細かいところだけではなくて、三番瀬全体を俯瞰的に鳥の目で見えていくということ。それから、ともすれば対立的になりがちなことを両方が得をしていく、「Win Win」と言いますけれども、そういった相利的な関係に転換できないかといった点。それから、目標実現のための途中の道筋（ロードマップ）というものを重視していくという視点。3番目として、三番瀬再生会議の議論を尊重しながら、漁場再生とかまちづくりについては、この再生会議以外にも、漁場再生検討委員会とか、地元市の意向、あるいは地元市で開いているような会議がございますので、そういった意向も尊重していく。そういった原則を持ちつつ考えていこうということを議論いたしました。

時間的グランドデザインにつきましては、後ろから2枚目の表1の「時間軸に沿った三番瀬再生のグランドデザイン」をご覧くださいながら、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、一体どういう目標年を設定しようかということですが、たまたま今年10月に生物多様性条約COP10が名古屋で開催されまして、それに向けて今年2010年が「生物多様性2010年目標」の目標年だったのですが、5月に発表された地球規模の生物多様性の評価というものでも2010年目標は実現できないということですので、それに代わる新しい目標が議論されているわけです。日本政府では昨年から関連学会とか市民の意見を聞きながら日本政府提案というものをまとめて、2050年を長中期目標、2020年を短期目標とする案をそこにまとめてございます。

これは3月につくられた一番新しい「生物多様性国家戦略2010」の中にも書かれているところですが、2050年までに人と自然の共生を実現させ、生物多様性の状況を現状以上に豊かなものとして人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく。そのために2020年までには生物多様性と生態系サービスの現状に対する理解を浸透させ、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する活動の拡大を図るとして、幾つも目標が書かれているわけです。

現在、この2020年の目標に関しては、国連の生物多様性条約の準備会合の中でも議論されているのですが、まだそれを引用できる段階には来ておりませんので、日本政府提案というものを参考に三番瀬の再生目標年も考えていこうということで、2050年というものを三番瀬の再生目標の長中期目標の目標年とする。そして短期目標の目標年2020年と合わせるのがちょうどいいのではないかとということでした。

そして、再生目標として、2050年までに、三番瀬の全域にわたって多様な環境（砂質・泥質、汽水・海水、干潟・藻場等）と生物多様性が再生される、安定的な漁業生産が継続される、人と生物の豊かな関係が取り戻される、そして東京湾全体にその恩恵が行き渡っていく。そういう高い目標を掲げて、その目標生物としては、植物はアマモ、コアマモ、シオクグ。無脊椎動物ではハマグリ、クルマエビ、シバエビ、ワタリガニ。魚類ではイシガレイ、コハダ、クロダイ、アナゴ、ウナギ。鳥類ではマガン、ツルシギ。これは三番瀬というものが国際的な渡り鳥などにとって重要な湿地であるということ象徴するようなものである。新たな回復が必要になってくるのですが、かつての東京湾を象徴するようなアサクサノリとかアオギスというものについても目標にしたらいのではないかと、そういう議論がございました。

そして短期目標としては、三番瀬全体とはいかないですが、三番瀬の一部、護岸周辺海域だけとは限らないと思いますが、例えばそういったところの一部分ずつ、少しずつ環境が改善されて生物が回復していく。それから、漁場環境が改善され、漁業が安定化に向かう。環境学習の場がつくられて、ルールに基づいた市民の三番瀬利用が行われる。これをあと 10 年の目標にしていったらどうか。目標生物としては、一部重複しますが、アシ、アマモ、コアマモのような植物や、アサリ、チゴガニのような無脊椎動物、それからトビハゼ、シロチドリ、バンというものが挙げられました。

留意点として、自然再生というものは必ずしもこのようにうまく段階的に進むだけではないので、早期に着手しても時間がかかるものがあります。生物の回復のために時間がかかるというものがありますので、そういったことを留意して進めていかなくてはならないということです。

次に、三番瀬再生のための時間的なランドデザインに関しては、表 2 と図 1、ちょうど見開きになっていますので、それをご覧いただきながら聞いていただけたらと思います。空間的ランドデザインに関しては、表 2 と図 1 をご覧ください。

海域区分というものに関しては、今までそれぞれ人によって呼び方が違っていました。例えば猫実川河口と言ってもどこまで指すのかわからない、人によって違うということもございましたので、漁民の意見も聞く、市民の意見も聞くということで、大体こういう形だったら自然環境調査の結果とも合致して比較的わかりやすいのではないかと、そういう海域区分を行いまして、それに基づいて目標を考えていきました。

まず、市川航路の西側ですが、これはかなり細かく分かれています。市川塩浜 3 丁目と入船地先については、現在残されている生物多様性を大切に、少しでも豊かにしていくことを目標にする。

塩浜 2 丁目地先に関しては、陸と海との連続性の回復による潮間帯の生物の回復と人と自然のふれあいの回復というものを目標にしていき、市川市の意見も踏まえて市川市所有地前面など部分的に浜に下りることのできる環境学習の場とすることが期待されます。

市川塩浜 1 丁目地先に関しては、漁場の整備と 1 丁目の護岸整備というものがございしますので、それぞれの検討委員会での検討を反映するべきである。

次に、その南側に書いてあります浦安市日の出地先の部分ですが、この部分については、現在、砂洲が発達して、アサリ、シオフキ、マテガイ、ゴカイなどが生息しております。現在、浦安市の環境学習施設が隣接して計画されていますので、浦安市の意見も踏まえて、陸と海との連続性の回復による人と自然のふれあいの場の創出、ルールに基づいた利用というものを再生目標としていく。ここでは特に注目すべきこととして、人工滞周辺でアマモの一部回復が見られるので、アマモの安定的な生育とかクルマエビの生息というのを目標生物とできるのではないかと考えております。

それから、大きく紫色で描いてあります市川航路西側漁業権漁場内ですが、ここはノリ・アサリ漁業の安定化、漁場に青潮などからの回復力をつけることを目標にしていく。

市川航路の東側は、漁業権漁場外の緑色の部分と、漁業権漁場内の紫色の部分がございます。このうち、ふなばし海浜公園地先では、環境学習の場、海とふれあいの場としての整備が期待されます。ただ、利用形態が多様になっていますので、船橋市あるいは船橋市漁協の意見も踏まえて、海域の利用ルールの再検討が必要ではないか。

もう1カ所、ここに市川市東浜という部分があるのですが、そこでは海浜植物が見られますので、海浜植物からアマモ場に至る連続性というものを取り戻すという目標が考えられるのではないかと。

紫色の市川航路東側の漁業権漁場内では、ノリ・アサリ漁業の安定化、クルマエビ、ワタリガニ、ハマグリなどを含む豊富な魚種の回復を目標とします。ただし、市川航路に貝殻が流されるという問題があったり、密漁の問題がございます。こういったものが課題であるということが話し合われました。また、船橋市漁協の将来計画として、付加価値を高めた都市漁業としてのあり方というものが模索されておりますので、ラムサール条約登録による三番瀬ブランドの創出等が期待されております。

最後に、市川航路あるいは江戸川放水路などを含む航路・放水路部分に関しては、先ほど申し上げましたように、大型船が航行することによって周辺のアサリ漁場の底質の安定化を妨げているのではないかとという意見もございますので、こういった底質の安定化というものを検討する必要がある。また、江戸川放水路は、先ほど読み上げていただいたとおりですが、洪水時の漁業への影響、あるいは通常時における流域管理、汽水域の回復ということが期待されまして、できれば目標としては、ウナギ、アユなどが遡上していく。あるいは人と自然のふれあいという観点から、江戸川放水路沿いのグリーンベルトをつくっていったほうがいいのではないかと。そういったことが話し合われました。

以上が空間的なランドデザインでございます。

それから、三番瀬ランドデザインに向けたロードマップということですが、4枚目の裏を見ていただきたいのですが、四つほど書きました。

青潮の発生の一因となっている浚渫窪地に関しては、現在も浚渫土を入れているわけですが、非常に長期的な課題ですが、なるべく航路の浚渫土を優先的に使用するなど、現在の取組を継続していく必要がある。

2番目に江戸川放水路と行徳可動堰。これに関しては、先ほど江戸川放水路のワーキンググループの検討結果がございましたので、こういったことに基づいて河川整備計画に対して流域自治体の意見を提出する、あるいは必要に応じた国土交通省との協議を行っていく必要がある。

3番目として、周辺地域（行徳湿地、谷津干潟、流入河川）との関係を回復するという事で、これらの湿地と海域との効果的な海水交換の促進、あるいは三番瀬に流入する河川に関しては千葉県と関係市が共同して広域的な対策を執る。

4番目についても、先ほどラムサール条約登録に関して説明いただきましたので繰り返しませんが、「賢明な利用」というラムサール条約の理念が理解されることが非常に重要だと思いますので、生物多様性の保全ということと、漁業活動、自然とのふれあいという活動が矛盾なく行われるように検討を進めていく必要があるのではないかとということです。

最後に、このランドデザインの実現に向けてのお願いですが、これをつくった理由は、2010年度（平成22年度）がこれまでの事業計画5カ年の最終年で、来年度（平成23年度）からは新しい5カ年計画が始まるわけですが、今回、三番瀬再生会議にこれを報告させていただきましたので、今後12月までの間の三番瀬再生会議で来年度以降のこの5カ年計画に反映すべくランドデザインについての活発な議論をお願いしまして、ぜひ

とも来年度以降の事業計画に反映させていただきたい。それには、来年度以降も再生会議の下に具体的な推進を行うスキームをぜひつくっていただきたい。それがこの「グランドデザイン」ワーキンググループからのお願いでございます。

ちょっと長くなって申しわけございませんでした。

大西会長　ありがとうございます。

それでは、三つのワーキンググループの報告がありましたので、はじめのラムサール条約に関するワーキンググループの件から討議をしていきたいと思えます。全体としては時間が15分程度ずつしか割り当てられないことになります。

ラムサール条約については、さっきの倉阪委員の報告の最後の3の結論の2段落目、「2010年度中に」の後の「三番瀬全体での登録を目指すために努力をする」とともに、これが困難である場合は、船橋地域の登録を目指す。」、この「三番瀬全体」以降のところについては既にこの再生会議で確認をしているところです。ただ、その時点では、実効性といいますか、すぐに登録についてのアクションをとる時期ではなかったもので、時間がまだ余裕があったということで「三番瀬全体の登録を目指すための努力をする」ということで来ていると思えますが、ルーマニアでの開催に照準を合わせるとすると、こうした決断も近々やらなければいけない時期に入ったということで、改めてこの方針がここに述べられているのだらうと思えます。

これは、これまでの整理からすると、地元での調整がある。その上で、国としての特別保護地区の指定が行われるという手順を踏んで国際舞台に提案できるということになるわけですので、まず地元の調整について、担当の方々も代わったところなので、県の考えを改めて伺っておきたいと思えますが、これについてはいかがですか。

自然保護課　ラムサール条約の登録につきましては、いま倉阪先生から報告がございましたように、2012年の登録を目指すということで、環境省といろいろと相談しながら地元の調整を進めてきております。時期的に申し上げましても、2011年には国のほうで地区の指定手続に入る必要がございますので、県としては、本年度中に利害関係者の合意形成、指定区域の具体的な調整といったものが必要になると考えております。

ただ、そういった調整を進めていく中で、皆様ご承知のとおり「早期登録を望む」という声がございます。また一方では、「登録はまだ時期尚早である」という声もございません。三番瀬の登録をめぐるまはさまざまな意見がございますので、これらを調整して合意形成を図ること、これはなかなか困難なことである。今年度中にこの調整がつくかどうか、この見通しは極めて困難な状況ではないかと考えております。

大西会長　これまでの議論なり、そこで出てきた意見からすると、玉ねぎの皮を剥いていくと、反対している人は本当にいるのかということについては、いないのではないかと指摘もあったのですね。それから、船橋地域については漁業者が既に決議しているということなので、ここの地域について諸条件が満たせれば、まず先行的に登録する提案もあるのではないかとすることがありました。この辺についてはいかがですか。

自然保護課　まず、反対の意見ということですが、県といたしましても「反対されている」という認識はございません。ただ、先ほども申し上げましたように、ラムサールに登録するより先にやることのあるであろう、そういったものが解決しなければ賛意として回答するというのはなかなか難しい、と。いわゆる「先にやることのあるでしょう」という

意見がございます。

それから、船橋海域についての登録ということですが、これまで県としては全体登録という中で必要な事前調整を進めてきているところです。また、この会議の中でも船橋海域について登録を目指していくという結論が得られていくということになれば、これはまた県としても改めてそういう方向で環境省に相談しながら研究をしてまいりたいと考えております。

大西会長　それでは、これについてワーキンググループに参加した方の発言も含めて意見交換したいと思いますが、再生会議としての方向は何回も確認している点ではあります。

松崎委員　今、聞いていますと、難しいとか。では、10年度に登録とか、そういう準備に行かないのではないかなという印象を持ってしまうのです。地元意見の合意調整、これはどういうふうになさってきているのか。過去に聞いた話ですが、1、2回会議をやったとか。その程度であるということを知っているのですね。いま会長さんがおっしゃっているように、時期尚早だという意見を聞いたことがないんです、私は。早期登録を望む声がやっぱり多いだろうと私は見ていますし、市川地域の合意をどこに働きかければいいのか。漁協ですか。船橋は、ここに大野委員がいらっしゃって、大野委員の英断、ウエートがかなり高いと思うのです。ここに行徳漁協、南行徳漁協の方がいらっしゃらない中で、私は市川市ですが、どこにその窓口があるんですか。県なり国なり、どこでそういう場を設定してもらえるのかどうか。設定していただければある程度の意見集約はできると見るのですが、過去1、2回の意見では、集約になっていないです。今お聞きしていると、難しい、難しいということをおっしゃる。ここです。「難しい」とおっしゃっていたら何も進まないですね。一度試してみてください。アンケートでも何でもいいです。市川地区の方にアンケートを取って見たら、「ラムサール条約登録すべき」という意見がかなり強いのではないかと。100%とは言いませんが。多分、反対なものは漁業関係者かなと見ていますけれども、この辺、場を設定していただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

歌代委員　今、松崎さんのお話がありましたが、私は消極的賛成という立場です。護岸もいじっているし、これから漁港もつくらなきゃならない。果たしてその時点であの一帯がラムサール条約に登録できるかどうかということは、やはり私としては疑問に思うわけです。船橋のほうで、あの船橋周辺でラムサール条約が取れば、それはベターだと思いますが、一体としてはちょっと無理ではないかということなのです。

それから、今、漁業組合のことをお話になっていますが、南行徳漁組、行徳漁組も決して反対ではないんです。反対はしておりません。私も漁組の2人に「再生会議に入ってよ」ということを言うておりますので、県としてもそれはアプローチしていただけたらどうかと思っております。

倉阪委員　今の時点で、漁港の計画があるということですが、これは環境省にも確認したわけですが、国設鳥獣保護区特別保護地区を設定する際に、これから開発計画があるようなところははずして設定すればいいんだ、そういう例は幾らでもありますよと、そういうことですので、これもちゃんと丁寧に説明すればわかっただけの範囲ではないかと思えます。当然、護岸のところも、同じような必要性があれば、そういう調整はできるのではないかと思えます。

蓮尾委員　ラムサールの場合に、かなり鳥類ということが優先されて論議されることがあります。その限りで言いますと、仮に船橋側に限られたとしましても、先ほど倉阪ワーキンググループ代表者がおっしゃられました2項目に関しては、完全に充足できると思います。カモにつきましても、それからミヤコドリという種類がありますが、どちらも問題なくラムサールの条件には合致すると思います。ですから私としましては、万一全体の合意ができなかったとしても、いま何っている限りでは、積極的な反対はまだお一人も意見を述べられていない。だとすれば、座長が何度も言われているように、この再生会議ではラムサール早期実現、そのためには2010年度（今年度）中にできれば本当に合意形成、それができなくても船橋側ということで、鳥の立場から言いますと何も問題なからうかと思っております。

三橋委員　県の方は、「先にやることがある」とおっしゃっていましたね。それは具体的に何なのか教えてください。

市川市　それも含めて地元の状況を報告させていただきます。

先日、まちづくり懇談会というところで、このラムサールについての議論がありました。その中では、漁業者、地元住民、学識、市民団体の一部かもしれませんが、ほとんどの方が「今すぐやるべきではないのではないか」という意見でした。というのは、今の状態は私たちはいい状態だと思っていないからです。再生ができた後、あるいは再生の目途が立っていい状態になるという見通しが立てば、その時点ですればいいのではないかという考え方でした。逆に、今の状態がいいのだからむしろ触るべきでないという方たちもいるのです。そういうことでは、慌てて指定されては困るという考え方が大勢を占めたというところでございます。急いでやるべきは、海の再生のことでございます。自然と漁場の改善、そういったものが進むということが前提だと考えています。

木村委員　僕も「ラムサール条約」の委員としてやったのですが、そのときに、さっき松崎さんが言ったように、「県の方が話し合いをしたのか」という意見がありましたが、今まで何回か報告がありました。話し合いはしているみたいなんですね。それが三番瀬再生会議にあらわれてないんですね。どういう話し合いをしたのか。何回やったのかという報告はあったのですが。どういう話し合いをしたのかということがあったので、本木さんが「話し合いに参加させてください」と。僕も、このワーキンググループで「その話し合いに参加させてください」と言ったら、「参加しないほうがいいだろう」ということなんですよ。それだったら、「その内容を三番瀬再生会議に報告したいから、オブザーバーとして後ろのほうでもいいから聞かせてください」と言ったら、「三番瀬再生会議の人がそこにはいないほうがいいだろう」と、こう言われました。ああ、そういう状況なのかと。実際、そういう状況だと思います。そのわけというのは、今、何人かの人がおっしゃったことだと思いますけれども。そういう意味で、何回かの、もう相当、10回はやっていると思いますが、県との話し合いがこの三番瀬再生会議の中に公開されていない。誰もわからないので、松崎さんのような意見が出るんじゃないか。

やっぱり、先ほどの倉阪委員のように、順番からやっていけば今年度中にある程度の結論を出さなければいけない。そういう場合は二つあると思うんです。一つは、三番瀬再生会議としての大きな命題としてラムサール条約があるわけですから、大西会長も今までは「漁業関係者のさらなる話し合いを加速する」というふうには言っていましたけれ

ども、もう一步進んで、2012 年に向かつてのイニシアティブを取ることが大事だと思う。あとは、いろいろな問題があるけれども、三番瀬再生会議の委員の人が、その中で倉阪委員の報告をして、これを県のほうに要請する。この二つがあれば物事は前進するのではないかと僕は思います。

実態はそういうことです。

本木委員　私もワーキンググループの一人として、地元の合意形成がなされないというのはどういう理由なのだろうかということも第 1 回目から論議したので、なかなかその部分が理解できないことがあった。今、歌代委員もおっしゃるように、要は、それよりも先にやるべきことがあるのではないかと、だからラムサールなんていうことを今持ち出してもダメだよと、そういうことだと思うのですね。

ただ、私もは、振り返ってみますと、第 25 回再生会議だったと思いますが、これは 20 年 9 月ですよ、大西会長は「段階的登録という選択肢も持ちながら全面登録をする」という集約をされているのです。既に、ちょうどあれから 2 年、間もなく経つのです。今の段階で 22 年度のこの計画を見ても、「利害関係人と関係者及び関係機関との協議・調整を進める」ということで、20 年 9 月のあの議論をした段階からまだ一步も出ていないような気がするのです。とすれば、そろそろ段階的登録ということを視野に入れた具体的工程を考えるべきではないでしょうか。今、最終的に歌代委員も、段階的登録に向けて県もアクションをとるべきではないかとおっしゃったのだと思うのです。

そういう意味で、市川の関係者にはそれなりの事情もあるのでしょうか、それはそれとして、やはり段階的登録ということも視野に入れた具体的工程を考えるとではないでしょうか。いわんや、倉阪座長が 2012 年ルーマニア開催を目途にやるとすれば、もう 7 月ですから、すぐに半年や 8 ヶ月経ってしまうので、やはり具体的工程を考えるべきだろう、その時期に来ているのではないかと、こんなふうに思います。

吉田副会長　ランドデザインをまとめていく中で、漁業者の方ともお話をさせていただいた中でいろいろ伺うこともありましたので、そういった観点から意見を言わせていただきたいのですが。

漁業者の方たちは、先にやるべきことがあるのではないかと、漁場再生をしっかりとやって、その後だったらということ、確かなんですね。漁業者に一体どういうメリットがあるのか、指定されたことで漁業に影響がないのか、そういう懸念を払拭するような納得できるような説明はまだ一度も聞いていない。絶対反対と言っているわけではないんですね。そういうことなんです。ですから、これからの持っていき方。関係する全国の 6 漁協へのアンケートもあったのですが、そういったものをどういうふうにこれから生かしていくかということが重要だと思うのですけれども。

そのときに、今のラムサール条約の国内での適用方法は、私は狭過ぎると思うのです。ラムサール条約自体は、もう既に、水鳥の保護のための条約ではなくて、湿地という漁業まで含んだ生態系の保全、あるいは賢明な利用という方向に変わっているにもかかわらず、国内では、例えば環境省は野生生物課が担当する。鳥獣保護区だけではないんですね。自然公園とか、種の保存法とかそういうのもあるのですが、比較的保護を中心とする制度での国内担保を行い、また県でも自然保護課が担当するという枠組み。これでは、今突きつけられている問題は解決できないのです。

私の提案は、例えば知床を世界遺産にしたとき、これは漁業者から反対があったのです。海を、1 km までだったのですが、海岸から3 km まで世界遺産にしたときに、スケトウダラとかの漁業に影響が出るのではないかということで反対もあったのですが、そのときに、多分、環境部門だけの説得では納得しなかったと思うのですが、漁業関係も含むすべての関係者が一つのテーブルに着いて世界遺産の今後のあり方というものを議論して、そういう将来像が見えたから漁業者の方は納得してもらえたと思うのです。ですから、このラムサール登録は、ここは入れませんから漁港に影響はありませんよとか、鳥獣保護区といっても海面から下は影響ありませんよとか、そういう「影響ありませんよ」「マイナスはありませんよ」という説得では納得されないのです。だから、「プラスになります」という話をしていくしかないのです。

「プラスになります」という話で、たくさんあるのですが、一番困っているのは、漁業が安定化していないということですが、それ以外にも、密漁があるとか、ルールが守られていないとか、いろいろあるのです。だから、「ラムサールをやることによって、そういうテーブルができて、こういった問題を一緒に解決していける可能性があるから、一緒にやりましょう」という話をしていかなければ、納得はされないと思うのです。

ですから、県のほうも、窓口はもちろん自然保護課で結構ですが、漁場のほうの水産課のほうも含め、広いテーブルで、どういう海にしていく、つまり海と漁場を豊かにするラムサール登録だという位置付けでお話をしていかなければ、同じテーブルに着いてもらえないと思うのです。

一応「ランドデザイン」ワーキンググループはそういう絵を描いたつもりでいるのですが、そういう位置づけでラムサール登録を目指そうということならば、多分、「漁場再生が終わってからにしてくれ」という話にはならないと思うのです。「一緒にやりましょう」という話になると思うのです。今は、ラムサールというのは単なる保護だ、保護を固定化するようなものだというふうに思われているので、全部やるべきことをやっただけから後にしてくれと言われていていると思うのです。ラムサール登録というのはそうではなくて、それをやりながら海や漁場を豊かなものにできるのだということを見せていかなければ、全漁協が納得して登録ということはできないと思います。そういう方向をぜひ目指していけないかというふうに思います。

大野委員　最初に、三番瀬の漁業についてこれだけ熱く語っていただけることを、まず心から感謝します。ありがとうございます。

これは報告ですけれども、今年の5月からアサリの大漁が続いています。今、体長3 cmのアサリが毎日10トン前後水揚げされています。これは報告します。ですから、アサリが鳥に食われるとかそういうことは、それはあるわけですけれども、それが強力な反対理由でもないと思います。

それから漁業の立場というのは、漁業は産業ですから、生産したものを市場に出して、そしていくらか稼げるかということが最大の課題なのです、実は。当然、安定することが大事なのですが、その安定は都市化の中の環境が安定していないということに尽きるわけで、東京湾全体の環境を考える中で三番瀬だけというのは大変難しい話であることは確かなわけで、そういう中で、なぜアサリがここでまた出現し大漁が続いているか。これは3年かかったんですよ、市川航路の出水があってから。それが出ると、またここで

死滅するわけです。そういった原因はわかっています。ただ、価格がよければ生産が上がっていくわけです。稼ぎは量じゃないんですよ。「獲る」より「売り」と言うんです。漁師は。そういうイメージでいきますと、今、都市化の中では安全・安心ということをや若い主婦たちは感じているわけで、この市川、船橋、浦安の沖の海域は環境がいいのだということをおいかに知ってもらおうかという手段の一つとしては、このラムサール登録というのはかなり有効ではないかと、私は漁業者の生活面からして考えています。

それから、高齢化ということがありますが、高齢化した中で、仮に不漁のときも、例えばそこでエコツアーとか漁場の見学とかできるとすれば、やはりラムサール登録されていたほうが有利ですし、また環境を守ることは、当然、魚にしてもアサリにしてもノリにしても、自然環境の中で育つ生物ですから、全体的に底上げしていくことは大切なことです。今、農林水産省、環境省という狭間の中にいるわけですが、そういうのは横断していただいて、我々が住む地域の水が豊かで美しくて空気も美しいというところが我々の最高の癒しの場ですから、そういった環境で製品が揚がるということが私は一番大事だと思っています。

最後になりますけれども、やはりこれは世界のブランドですから、そういうまちづくりをするときの個性とか特性といったときに、歴史のある海を前面に出していくことは地域の活性化の大きなエンジンですね。

今日も千葉で港湾促進協議会があったのですが、企業を誘致する時代は終わった、これからは地域の要望によって港湾とか海の地域の発展を考えていくのだ、そういったときに、その町の個性は何かということがこれから大事だ、という話が出ていました。全くそのとおりで、おかげさまでここに三番瀬という海域があって、それをどう考えていくかがこれからの漁師の生き方でもあるし、地域の発展にもなる。お金のない時代に一番いい方法だと思うんですね。ゼニがなくてやれるわけだから。そういう点で、否定的よりももう少し建設的に考えていったらいいかなと、そういつも思っています。ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

大西会長 どうもありがとうございました。

それでは、会場から2人。3人挙がったけれども、早く手を挙げた2人にします。

発言者B 私は、「三番瀬のラムサール条約登録を実現する会」、「署名ネットワーク」の事務局長をやっているBと申します。

皆さんに、大西会長の許可を得て文書を二つ配付させていただきました。一つは、25日に森田知事に三番瀬のラムサール条約登録促進について話を申し込んだ、その中身を皆さんに知っていただきたいと思って配付したものです。もう一つは、皆さんもご存知だと思いますが、知事宛てに3団体の申入れがありまして、そこで「ラムサール条約の分割的登録は本末転倒であることをご理解ください」という項目があって、その中に述べられているラムサール条約については、ラムサール条約の解釈を基本的な点で間違っていると思いましたので、私たちとしては環境省の見解を中心にしてラムサール条約について皆さんに知っていただければということで資料を配付いたしましたので、後で読んでいただければ大変うれしいところです。

知事に会談を申し入れた中では、知事はお忙しくて出られなかったのですが、森環境生

活部長を中心にした千葉県の方とお話いたしました。

結論だけ申し上げますと、僕が大事だと思っているのは、この今日の会議の結論を重視して考えていきたいとおっしゃっていました。ということが一つお伝えしたいこと。

それからもう一つのラムサール条約については、今申し上げたとおりです。読んでいただければいいのですが。

そこで、さっき倉阪委員の説明の中にあった点で、疑問というか、わからないところがあるのですが。

ラムサール条約登録湿地の会議が環境省で今年に入ってから3回行われています。私も3回とも出ているのですが、さっき倉阪委員から話があったように、25日にも今年度最初の会議が行われました。その中で、三番瀬は九つの条件のうち五つの条件に適合している。もう一つは、環境省が定めている国内条件の中でただ一つ三番瀬がひっかかるのは、行政をはじめステークホルダー（利害関係者）の意見の賛意を得ることというのが、今ここでも議論いただいたように、残念ながら三番瀬全体では今のところ「早い」と言う市が幾つかあるように聞いております。そういうことなので、ここにある倉阪委員の報告で、方針が決まったら、例えば船橋地域ということで決まったら、データの整理・分析が必要であると。この分析は、再生会議を中心に千葉県がやるという意味ですか。確か環境省の回答では、もう1回8月に会議がありますが、そこで検討した結果、6カ所プラス・アルファを12年のあれに具体的に答申したいという意向ですね。だからかなり切迫している状況であるということを含めて、報告というか、話をさせていただきました。

ありがとうございました。

発言者C 「千葉県野鳥の会」のCと申します。

ラムサール条約について意見を述べさせていただきます。

倉阪委員がまとめられましたように、2012年に実施される次回締約国会議でぜひ全体の登録をお願いしたい。しかし、それが困難である場合、ここに書いてあるように、船橋地域の登録をまず目指す。これまでも、この再生会議は3年以上経っていますか。かなり皆さん委員の方は熱心に会議をしていただいても、前になかなか進んでいないと思います。したがって、部分的な登録ですね。例えば谷津干潟はかなり前に登録しています。広い視野で考えれば、谷津干潟も三番瀬の一部と考えられます。以前は同じ海域であったわけですから。したがって、まず船橋地域の登録をしていただきたい。先ほど話が出ましたように、鳥類についても完全に船橋地域だけでラムサール条約の登録条件を満たしております。この地域についても野鳥の生息環境として非常に重要なところ。もちろん魚類についてもそういう基準を満たしているのではないかと思います。したがって、時間も切迫していますから、まず船橋地域のラムサール条約を登録する。その後、できるだけ早期に全体を登録するというので、時間的な制約の中でまず船橋地域を先行して登録をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

倉阪委員 先ほど私は「4基準」と言ってしまいましたけれども、今、資料を見たら五つの基準を満たしている。はじめのところを飛ばしてしまいました。各地区内で代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地ということで、湿地ということで入っております。

それから、水鳥の特別基準を二つ、魚類の特別基準を二つ、双方満たしているということです。鳥だけではないということです。そこは訂正させていただきます。

大西会長　ありがとうございました。

まだ二つあるので、意見集約したいと思います。

このラムサールについては、ワーキンググループが2回目で、前回のワーキンググループのテーマの一つにもなっていました。そのときのワーキンググループの結果の資料は今皆さんの手元にありませんが、そのときは、なぜラムサール条約について地元の合意形成が進まないのかということで、県が中心となって行ってきた地元との折衝といいますか合意形成の作業について振り返る、点検するということが中心だったと思います。そういうことも踏まえて、そこに出た結果は、今日、地元の関連で表明されたこととそう大きくは違ってないと思います。ただ、その後、転業補償金問題が決着したという大きな変化があったことに加えて、船橋漁協のほうでラムサールを登録しようという非常に前向きな決議が行われたということを受けて、分割して登録するという案も含めて検討していこうというのが、その後、再生会議での結論になったわけです。しかし、その時期にすぐ登録の手続に入れるタイミングではなかった、あるいはそのタイミングはすぐなくなってしまったということであったので、しばらく時間の余裕ができたので、船橋だけに絞らずに、全体の海域での登録を目指して引き続き地元合意を目指す作業を進めようということで推移してきたと思います。現在の段階で、またタイムリミットが設定されているという中で、そこに向けて先ほどのような船橋地域の登録を目指すという選択肢もあるのではないかとようになってきたと思います。

そこで、皆さんの意見を踏まえていきますと、倉阪委員にまとめていただいたワーキンググループの結論については、皆さん「反対」ということはないのではないかと。かつ、「船橋地域の登録を目指す」ということを選択する可能性もあるわけですが、船橋のほうではラムサールを差別化する一つ的手段として考えて、船橋をいろいろな意味で売り込んでいく一つの武器にもなるのではないかとというふうにもお考えなので、いわばラムサール条約の積極的な活用という側面も含んでいるということではないかと思えます。そういうことが、ラムサールと地元の共存共栄といいますか、ラムサールを使ったある種の発展戦略ということを考えていく上でも一つあり得る選択かなという感じもするわけです。

そこで、ここでお諮りしたいのは、倉阪委員がまとめた3番のところ、これで概ねよろしいということであれば、再生会議としてこれを確認して、県のほうで、ぜひ技術的な問題ですね。これ、分けてやるのが可能なかどうかということに改めてチェックしていただくと同時に、これが分裂を持ち込むということではなくて、先に行くもの、その成果が全体に還元されるのでぜひ全体の海域についてもこういうことを目指していこうという、いわば前向きの運動として推進していただきたい、地元の声を図っていただきたいと思うわけです。

3番のところ、文言のところはいろいろあるかもしれませんが、趣旨としてはこれを確認するというところでよろしいでしょうか。

(「いいです」の声あり)

吉田副会長　その場合、「まずは、三番瀬全体の登録を目指すために努力」というその中身が

大事だと思うのです。私は、今の状態で漁協と話しても、結局は納得されないという形で「合意が困難である」となるしかない。それは見えていると思うんですね。だから、本当に千葉県が三番瀬全体での登録が望ましいと思っているのだったら、自然保護のツールとしてのラムサールとしか思われていない状態を解決するしかない。鳥獣保護区というものについてもそう思われているわけです。ですから、漁業の振興とかまちづくりまで全部含めたラムサールのメリットを出すようなプラットフォーム、県の中に関係各課全部含めて登録推進チームのようなものをつくっていただいて、そこが漁協と話しない限りは進展しないと思います。その中でメリットを出していく。そういうふうになっていけば、片方だけでは困るよと。例えば漁業振興、あるいはまちづくりという面で、環境学習施設、私もそういう委員会を担当しておりますが、そういったものもどこに立地するかということも当然これに関係してくるわけです。ですから、そういった総合的な視点でこういった努力をしていただかないと全体での登録は進展しないと思いますので、それを具体化していただきたいと思います。

倉阪委員　まさに私も、市川市だけ逆に取り残されてかなりデメリットが市川市にあるのではないかという心配があります。市川市においても、登録しないことによるデメリットをちゃんと真摯に整理をし、それで意思決定をする。最終的には地元の意思尊重ということでございますので、市川市は「もう少し改善してから胸を張って」という意味であれば、そこは仕方ありません。ただし、現状においても基準を満たしているわけですから、そこは市川市にとっても宝だと思うのです。だから、そこはそれを活用するように考えていただきたいと思っております。

市川市　もちろんこういう話が出れば内部へもきちんと報告し、きちんとした結論を出すようにいたします。ただ、今言ったみたいに、「今でもいい状態だ、これを活用して。」と、そういうことではないと私たちは思っています。もともとものいい状態だったもののできるだけ近づけていくというのが第一だと。その上で、結果としてラムサールというものがあってもいいと、そういう考え方でおります。

倉阪委員　ラムサールに指定したから今のものに何も手をつけないなんていう議論は、そこはそんな単純な議論をしていないわけです。そこはちゃんと理解をし、ラムサールに登録することが再生にとっても弾みになるというふうに考えていただきたいと思っております。

大西会長　さっき吉田委員から補足的な見解を示されましたが、それも皆さん納得できるころだと思いますので、プラットフォームをつくって総合的な施策としてラムサール条約の登録推進を図っていくということで取りまとめをしたいと思っております。

ありがとうございました。

次が江戸川放水路で、これは取りまとめの清野先生はいないということで、今日は議論が中途半端になる恐れがあります。この報告の結論もなかなか複雑そうな感じもしないでもないわけで、解釈は難しいところもありますが、これは今日の段階では少し短く切り上げたいと思っておりますが、何人かご意見をいただきたいと思っております。

後藤委員　堰の構造自体、国土交通省の直す予定がある程度見えてきているので。僕は、三番瀬の環境は、川の水を常時流入させるには、堰にこだわらず、バイパスを作るとか、そういう議論をやったほうがいいのかと実は思っています。構造を全部変えましょうというのはまた将来の問題として、当面としてバイパスを作るとか、グリーンベルトを作

っていく、魚つき林みたいなものを作っていく。ランドデザインの中でもそういう議論をしたのですが、少し目に見えてできるところでやっていくというアイデアを各市全員で出してやっていったほうがいいのかと思っています。

大野委員 出水した後の土砂は、すごく汚い話ですけど、ベチャベチャでウシのうんちみたいな、シルトというか、どろどろなんですね。漁場はそれが 10cm ぐらい被っちゃうわけです。それを開墾して、また水が通るようにしたりするんです。今、アサリが獲れているところは、また、そこなんですよ。ということはどういうことかということ、三番瀬の成り立ちというのは、川から土砂が出て、それが堆積されて肥沃な土地なわけです、実際は。今、河川からの土砂の補給が全くないんですね。そういう点で、いま後藤委員が言ったようにバイパスができればいいのかなと、そういうふうにも感じます。

それから、私は漁業者ですから、豊かな漁場はどうしたらいいのかということになると、環境が、今までの海が突然土砂の流入によって田んぼになっちゃうんですね。これじゃ生物は生きない。今度回復するのに3~4年かかってしまう。だから、安定した漁場、あるいは安定した環境、あるいは安定した生物多様性を考えるのだったら、やはり河川の水を多少プラスするようしてもらいたいなど、そういう会議をやりました。

というのは、今の江戸川本流も堰をつくってあって、ちゃんと水を流したり、止めたり出したりやっているわけですよ、実際は。ところが、こっちだけ止めておいて、突然ドーンと開けるというやり方が果たしていいのか。それを聞くと、利水の関係で、真水を取るために、塩水が逆流しないように堰を止めているんだという話があって。今はもうそういう時代ではないんじゃないかな。ただ、今話がいろいろ出ているように、利害関係によってまだ立場があって、河川局の人と話をすればそういう立場で話をするから、全く歯車が合わないわけです。我が国の全体の発想からいけば、食糧資源をどうするか、あるいは生活環境をどうするか、そういう面で考えれば、もう少し改善してもらえないかな。そう考えているわけです。

三橋委員 今の後藤さん、大野さんの話にも関連すると思いますが、資料7の1ページの2の(2)の一番下に「可動堰改修方針 22年度から実施予定」となっていますが、これはいつまでにやるのか。それから、これをやっちゃうと、我々が協議した三番瀬に対するプラスになるようなことの支障になるのかならないのか、並行してできるのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

国土交通省 新たにつくる可動堰につきましては、構造は変わりますが、機能は全く同じものですので、今と影響は変わらないというものです。

22年度のいつからということですが、私もよく把握していませんが、今年度に設計を行うようなことまでは聞いております。完成予定は平成26年度となっております。

倉阪委員 江戸川放水路のワーキンググループで「短期、中期、長期」と書いてありますが、これはどのくらいの時間的シェアを考えて名付けているのかというのを明らかにしておいていただきたいと思います。

というのは、ランドデザインの「短期、中期、長期」とかなり違うと思うのですね。ここは明確にしておかないと混乱するんじゃないかと思っています。

三橋委員 今の質問は、26年ということなんで、そこから先が長期、中期、短期。

吉田副会長 資料7の1枚目に、委員からの二つの論点というので、「自然な水循環の回復」

に「淡水導入」しか括弧の中に書いていないのですが、次のページをめくったところに「循環流（エスチュアリー循環）」と書いてございます。これは非常に大事なので、前のほうにも書いておいていただいたほうがいいと思います。

淡水導入については、いろいろ漁業者の間でも、「それほど影響ない」という方、「ちょっと影響があるじゃないか」という方から意見があるのですが、エスチュアリー循環というものは絶対にメリットはあります。これは海洋物理などをやっていらっしゃる方もずっとおっしゃっているのですが、川の水が流れる水量の10倍の水が周辺の海域で動くようになるのですね。そうすると、いま問題になっている「海水の流動が止まっている、それが海域に悪い影響を与えている」という部分の回復にかなり寄与します。これは実は再生会議の前の円卓会議の最後のほうで発表されているのですが、ほとんど時間がなかったので詳しい説明なしに終わっていますが、実は県でそういう調査をされているのです。そういったものも生かして、ここの部分は通常時に水を流すということの意味はそういったこともあると思いますので、そこはここにぜひ入れておいていただきたいと思います。

後藤委員 可動堰で流すことの意味というのは、例えば本当に渇水のとときにそこをどうするかという問題。そういう時期があってもいいんです。しょうがないんです、それは水が足りないんだから。だけど、通常は流れているのですから、少し水を持ってくれば、そういう弾力的な運用さえすれば、水利権の問題だって「いざというときはいいですよ」という条件を付ければできないことではないと思うんです。

あとは、流すということは、水が動くということをやらないといけないのと、汽水域が三番瀬にないというのは一番問題ですので、ぜひそれは。漁業者の方も、ここなら少しはよくなるんじゃないかと。

それから、淡水に対する体力をつけないと、洪水のときにドバッと出て、そこで環境がガラッと変わってしまう。むしろ体力をつける意味でも、少しでもいいから、バイパスでもいいから、とにかくそういう議論をして、知恵を集めて、とにかく早目にかかったほうがいい。国交省の26年というのは、現状の堰で0か100ですから、ほとんどあまり期待できない。だから、もっといい知恵を出していくということを考えたほうがいいのではないかと思います。

大西会長 それでは会場の方からお二人ぐらい、この点について。

発言者D 「三番瀬を守る会」のDと申します。

以前、国交省の委員であったんですが、今度では委員に呼ばれないで、もう決まっちゃみたいですけども。

江戸川区では淡水をたくさん入れていきます。それは江戸川区が積極的に関与したからです。千葉県でも積極的に関与して、魚道は絶対欲しいのだと知事を含めて一丸となって言えば、そういうものはできるはずですが、ただ、県の負担もあるでしょうけれども、そこまでやる意思を県のほうで持っていただきたい。

以上です。

大西会長 「江戸川放水路」ワーキンググループというのは、再生会議として初めて正面から取り上げた。議論は前からありました。ここで整理されているように、二つ大きな問題があるということですが。洪水時の問題と、常時淡水導入をすることによる効果といいま

すか、水循環ということで、この水循環と淡水を単純に江戸川から引き入れるというのはまた違うと思います。

1 番目のほうについては、これは一時に大きな被害が出て、それが数年後には大漁につながる可能性もあるけれども、そのダメージそれ自体かなり大きいという大野さんのご指摘がありました。

それから水循環については、これは淡水化の程度によって漁業への影響は違うということで、これも微妙な問題を含んでいる。ただ、水循環がうまく行われると水の動きが出てきて、これは全体として地域にプラスではないか。いろいろな見方があると思います。

このレポートそのものがまだ問題提起型のところもありますので、これは清野先生とも打合せをして、どういうふうに深めていったらいいか相談して、次回、この江戸川放水路についてさらにどういうふう到我々として取り組んでいくか。これは専門的な問題もあるので、ここでオープンで議論するだけではなかなか進まないと思いますので、体制について考えていきたいと思っています。

最後に、ランドデザインについて皆さんの意見を伺っていききたいと思います。

これについては、「ランドデザイン」という名前が、円卓会議の報告もあるし、再生会議でも基本計画をつくっているわけで、これとランドデザインがどう違うのかということもあると思います。これについても議論する対象になりますが、このランドデザイン、今日出していただいたのでは、特にロードマップが整理されていて、目標を短期、中期、長期と分けて、それぞれをどうこなしていくのかという道筋をつけていただいているという点が非常に重要な点かと思っています。

かつ、円卓会議のレポートから7年ぐらい経っているのかな。基本計画からは4年ぐらい経っているのですね。ということで、特にこれは県の計画ということを見ると、現職の方が自分の計画を持つことも大事だということもあるのだろうと思います。だから、こういう基本的なスタンスも更新してアップデートすることも必要だ。委員の中でも円卓会議の議論には加わっていない方もいらっしゃるわけですから、もう1回そのエッセンスについて新しい格好でまとめるということも節目では必要だと思っていて、いろいろな意味で私は意味があることだと思っています。

ただ、基本計画、事業計画、実施計画を回していくという格好で計画の枠組みができて事業も実施されてきているので、それとランドデザインなりロードマップがどういうふうに絡むのか。また別枠でもう1個スキームができると非常に複雑になるので、その辺の整理も技術的には必要だと思っています。ただ、基本的にはこのランドデザインというのは、今までの基本計画や円卓会議の中ではなかった項目、目標生物を特定していくということも含まれていますし、一応あったことについてアップデートする価値もあるということで、非常に重要なことではないかと思っています。

皆さんの意見を少し伺って、取りまとめをしたいと思っています。

倉阪委員 このランドデザインの報告書は大変重要な報告書で、位置付けとしては三番瀬の再生計画の視野をかなり伸ばしたような、長期ビジョンのような、こういうものになるなと思います。

内容的には大きな問題はないのですが、やはり時間軸の名付け方ですね。これは短期が2020年というのは、温暖化だったらそうかと思いますが、普通の行政計画で10年で短期

というのではないので、例えば 2020 年目標、2050 年目標というような形で、「短期」とか「長期」を使わないで書いたほうがいいのかと思いました。

細かいところはさらにこれは議論をしていくところがあるかと思いますが、多分時間もないかと思うので、大きなところだけコメントさせていただきました。

後藤委員 僕も委員としてまとめたのですが、一応事業計画が 5 年ということで、ちょうど今年いっぱい終わると、新しい事業計画に入る。実施計画はそれぞれ動いているのですが。ぜひこれを今年中に、とにかく再生会議の下でかなり詰めて、次期の事業計画にグランドデザインに則ったロードマップがどういうふうになったら再生がうまくできていくのか、その重点施策も含めて、ぜひそういう体制を再生会議の中でまずつくっていただきたいし、県の中でも。それから、さっきのラムサールもそうですが、総合的な部署で。ここにもラムサールも入るし、放水路も入ってくるのだと思います。それを具体化するのにどういうふうやっていったらいいかという議論は、大きな枠組みの中でかなり詰めてやっていけないといけない部分ですので、ぜひそういう仕組みを早めに早急につくっていただいて、年内には何とかしていくというようなことをやらないといけないのかなと思います。

木村委員 グランドデザインという形の中で、例えば「都市と自然」とか「産業と自然」とか、この中に幾つかあって、漁業関係はこうすべきだとか、一つ二つ流してあるのですが、都市と三番瀬ということにもう少し入っていてもいいのではないかな。これは例になるかわからないですが、谷津干潟ができた。そこに皆さんが行くんだけど、車で行く場合には直接入れない。湾岸道路のほうからぐるっと回って奥のほうの駐車場に行かなければいけない。確かに自然を大事にしようというのもあるのですが、都市の人は自然を大事にしていこうというところまで……。これは大西会長の専門分野だと思いますが、そういうところも少し突っ込んで議論して取り入れていったほうがいいんじゃないかと僕は思うのですが、どうでしょうかね。

後藤委員 今の話は、僕らが煮詰め切れなかった部分で、パブリックアクセスをどうするのか、どういうふうやっていったら三番瀬全体が繋がっていくかという議論は、それはおっしゃったとおり早急に詰めていく必要があると思います。僕も委員としてやっていてそこまで詰め切れなかったというのが、実はそういうところだと思います。

川瀬委員 先ほど「自然の水循環の回復」ということで出ていたのですが、水循環というと、海の中での流れだけではなく、雨から川に行ったり海に行ったりというところも重要だと思うのです。そうなると、陸、川、海ととても広大なものになるため、三番瀬のその場や沿岸の市町村だけにとどまらず、流域や流域外の県民も取り込む内容にさせていただければ。私たちも遠くからでもつながりを持ちたいと思っていますので、その辺を入れていただければと思います。

大西会長 それでは、これについても会場の方に。

発言者 E 埼玉から来ました E と申します。

この中に地域区分の絵があるのですが、これは相当重要な図面ではないかと思いますが、ぜひこのあたりは、これで決まりということではなくて、よくよく検討して地域区分を考えてほしいと思います。

と申しますのは、この中で「人とのふれあい」という項目がいろいろなところに出てく

るのですが、「人とのふれあい」と言ってもいろんな濃淡があると思うのです。ふなばし海浜公園に5月に行きましたら、3,000人、5,000人の人がいらして海で遊んでいるんですね。親子のキャーキャー言っている声などを聞くと「すばらしいな」と思うとともに、オーバーユースという問題は常に都会ではつきまとうと思うのです。手をつけないでそのままそっとしておくという自然もやっぱり大切にしておかなくてはいけないと思いますので、その辺はぜひ慎重に検討していただきたいと思います。

大西会長　　ありがとうございました。

それでは取りまとめをしたいと思います。

グランドデザインについては、取りまとめる際に大事だと思うのは、さっきも言いましたが、特に我々がつくった計画と言えば基本計画ですが、これとどういう関係を持たせるのか。基本計画は、その前に円卓会議のレポートがあって、それを土台にして2年かけてつくったんだと思います。今よりずっと多くの回数の会議をやって議論してつくったわけです。例えば今出ているように、今年、このグランドデザインをまとめようという場合に、そういう密度はなかなか難しいということになると思います。したがって、グランドデザインの中で基本計画にないこの点を特に重視して、お互いが補完関係に立つというグランドデザインの狙いを明確にして、その狙いに沿ってまとめることが必要だということで、既存の計画との関係でグランドデザインの意義をどこに見出すのかということ整理しつつ取りまとめていく必要があると思います。

具体的には、これは、三番瀬の目標をわかりやすく、あるいは具体的な生物指標などを入れて示していく。それから各地域についても、かなり事業が進んでいる護岸などもありますので、そういうことを踏まえて整理していくことが必要になっているし、時間軸ということもロードマップなどをつくっていく上で重要になってくるということで、もう一歩進めて今年取りまとめるということで作業を進めていきたいと思うのですが、具体的には、ワーキンググループの方々にごここまでやっていただいたので、それを受けて吉田副会長にどうやって進めていくかということを含めて考えていただいて、事務局にも協力していただきながら、次の会議では一歩進んだ格好で提案していただいて、あと2回の会議の中でぜひまとめるといって方向を進めていきたいと思っています。ちょっとご苦労ですが、吉田さんによろしくお願いします。

遠藤委員　　今、委員長がまとめられましたが、実はこのワーキングのことについて私は前から考えていることがあります。

前回はワーキンググループをつくって報告をまとめたわけですが、今のラムサール条約に関しては今回で2回目という話がありましたが、ここで報告したままで、その後これがどういう形で議論されて進めていくかということがないがしろになってきている。私、たまたまグランドデザインの委員会に入っていたのですが、最後に、これをどう進めるか、そのスキームを検討してもらいたいということをあえて書いておきました。

それから、この海域分けもあくまでも仮のものであって、こういうものを具体的に出していった議論していきましようというスタート地点だと思っている。なぜかといいますと、会長が言われた円卓会議の基本計画というのがあるのですが、ある面では非常に具体性がない。非常に抽象的なのです。そういう意味でいうと、もっと議論しなくては

何を申し上げたいかといいますと、さらに委員長、ワーキンググループの長を中心にまとめてやってください、あるいはラムサール条約に関しては今度は県が動いてくださいという形になったわけですが、やり方として、このワーキンググループを今後継続的に発展的に進めるために、ぜひこの再生会議の中の常置委員会として、名称はともかくとして設置していただきたい。それをまず提案します。

そして、今までこうやってまとまってきたものを、県にできることと県にできないこと、あるいはここに大勢の人たちがいるわけですが、そういうパワーといいますか、そういう情報をもっと集約して、もっともっと多く積極的に進める。これは急ぐとか急がないとかじゃなくて、常時そういう検討をしていかなければいけないという位置づけがあるわけですね。そういうことを考えながら、護岸の工事であれいろいろなものが進められなければ、生かすことができないわけです。ですから、今までワーキンググループは報告しておしまい、後はチーフに任せましょうではなくて、ぜひ常置委員会としてこれを継続してやっていく。しかも、県にしても市にしても、この問題はどこで決めるのですかということになったときに、この会議が多分最高の場だと思うのです。逆に、今の段階では、この場で決めればある程度進んでいくのではないかと。決して賛否両論をやみくもに早く進めるというのではなくて、常にこういったものを議論しなくてはいけない。その場として、このメンバーは多過ぎるからワーキングをつくったのですが、そのワーキングからの報告を受けて、これを何らかの形で今後も進めていくというための委員会を設置していただきたい。あるいは設置することが大事だろう。それを提案させていただきます。

大西会長　　今まで、ワーキンググループを前回1回やって、すべてそれでおしまいになったわけではなくて、ラムサールについては、その後、船橋を先行させるという展開にもなってきたので、それぞれに一定のフォローがあると思います。今回については、さっき二つについては整理させていただきましたが、このランドデザインについては、今年ちようど計画のP D C AのC、事業計画を迎えるということになるので、そのタイミングということもあって取りまとめを図っていきたいと思うのですが、委員会の設置については、長期的・恒常的な常置委員会としてあるテーマの会を設定するのがいいかどうかについては、皆さんの意見も伺わなければいけませんので、今日はあまりその時間がありませんから、次回の会議は9月ですが、そこに向けて、吉田さんを中心にして、ここは吉田副会長にお任せして、案を少し整理していただいて、どういうふうに進めていくのか、それについて私に連絡していただいて、見切り発車である程度動かしていくことも可能だと思いますので、準備をしていただきたいと思います。

そんな格好で、今年だけではなくて今後ともこういうものが必要だということになれば、評価委員会と並んで何か組織をつくるということも提案の一つにはなり得ると思いますが、今回についてはそこも含めて検討していただく。

倉阪委員　　私のところのラムサールについても、次9月で間に合うのかという話もありますので、私の提案としては、ワーキンググループの形で9月までに継続的に必要に応じて開催する。ランドデザインも吉田副会長個人にということではなく、ワーキンググループを引き続き動かして、それで9月を迎える。ラムサールについても動かしていただきたいと私は思っておりますけれども。

大西会長　ワーキンググループの方の負担もあって、一応ワーキンググループはここまでということをお願いしておりますので、そこはダラダラとせずに、メンバーを新しく募るということも含めて検討していただきたいと思います。一応今日の報告で一区切りして、さらに今までのワーキンググループで少し延長させてある程度切りのところまで行くということであれば、それも一つの判断なので、取りまとめの3人の方にそこは中心になってお考えいただきたい。そして私に相談していただきたい。

工藤委員　ちょっとお願いがございます。

「ランドデザイン」ワーキンググループの作業は大変結構で、ありがとうございました。尊重していきたいと思いますが、ただ一つちょっと気になることがございます。それは、私どものところでは漁業関係の仕事をやっているのです。また別の会議もあります。そこでやっているのもある程度のランドデザインをちゃんと持ってまして、それによって短期であるとか中長期であるとか目標を定めて仕事をしてきているのです。具体的にこれは進めてまいっておりますので、ある程度そういったものも現れつつある。明確ではございませんが、やや現れつつあるというところもあるのですね。そんなことがありますので、目標生物とか、あるいは中短期の時間とか、こういったものを整合性をとっていただけるとありがたいと存じます。

もう一つが、すべからく整合性の問題ですが、ゾーニングですね。このゾーニングも、漁業のサイドでは漁場特性マップというのをつくってまいりました。かなり時間をかけて、費用もかけて、丁寧につくってきたわけです。そこでは自然に漁場の中の区分というものが生まれております。そういうものもぜひ空間的な検討のときに整合性をとっていただくことが必要かと存じますので、よろしく願いいたします。

大西会長　ぜひ必要な情報も提供していただいて、そういうふうにできるようにしたいと思います。

それでは、この議論については今のようにまとめさせていただきます。時間がありませんので、特に取りまとめ委員の方は、引き続きご負担をかけますが、よろしく願いいたします。

3. 報告事項

- (1) 三番瀬再生支援事業の実施結果について
- (2) 市川泊地・航路の維持浚渫工事について
- (3) 東京湾における水質などの連続観測の実施について

大西会長　次に、県からの報告事項が幾つかあるということです。それをお願いいたします。

三番瀬再生推進室　三番瀬再生支援事業の実施結果について報告いたします。

資料9をご覧ください。

三番瀬再生支援事業につきましては、三番瀬再生計画（事業計画）「第11節 広報」の3及び4に掲載されているとおり、NPOによる多様な再生事業への取組を支援し、県民参加を促す広報を目的に行いました。昨年度で3回目を終了したところです。

当事業の実施にあたりましては補助金交付要綱を策定しているところですが、事業結果について広く公開を進めていくということを特徴としております。

平成 21 年度は合計 200 万円、3 件の補助を行ったところです。詳細につきましては、お手元の資料でご確認ください。

市民による三番瀬写真展の作品の一部、三番瀬カレンダーについては、当会場入口に展示しておりますので、ぜひご覧ください。

以上です。

港湾課 市川航路の維持浚渫工事について報告いたします。

資料 10 をご覧ください。

市川航路の維持浚渫については、航行する船舶の安全を確保するために継続的に実施しているものです。

22 年度の工事の内容としては、資料の下段に位置図がございます。市川航路の中を 2 ヶ所浚渫して、浦安沖の深掘れ箇所投入いたします。

浚渫土量としては 15 万 m³。

工事の時期としては 7 月 15 日～8 月 31 日を予定しております。

このほかに、関係機関との事前協議、浚渫土の底質調査、深淺測量等、3 月までに終わっております。

以上でございます。

三番瀬再生推進室 続きまして、東京湾における水質などの連続観測の実施についてということで、情報提供させていただきます。

資料 11 をご覧ください。この資料は、国から提供していただいた資料です。簡単に説明させていただきます。

国土交通省関東地方整備局においては、東京湾の水質改善に役立てるために、今年 4 月から東京湾の水質など 24 時間の観測を始めております。

観測場所は、図の観測地点のとおり、東京湾内の①から④の 4 ヶ所となっております。④の三番瀬境くらいになります浦安沖には、写真のように櫓を設置してありまして、櫓の上や海底に観測機器を設置しており、観測項目については図の横に記述があるとおりで、水質、潮の流れ、気象について毎日 1 時間おきに観測しております。

観測データについては、ホームページ上で見られるように準備を進めていると聞いております。

説明は以上ですが、内容等についても質問等がございましたら、事務局までメール等でいただければ、事務局から国のほうに確認した上でお答えしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

大西会長 以上 3 件、報告がありました。最後にありましたが、もし内容について質問があったら、事務局にお問い合わせください。

4. その他

大西会長 それでは最後に「その他」ですが、次回開催について事務局から報告いたします。

三番瀬再生推進室長 次回の第 31 回「三番瀬再生会議」は、9 月 21 日（火曜日）です。午後 5 時 30 分から浦安市民プラザ WAVE101 で開催を予定しております。よろしく願いいたします。

大西会長　今年度は3回予定されています。3回目はいつでしたか。

三番瀬再生推進室長　3回目は12月22日でございます。同じく浦安市民プラザ WAVE101 にて開催の予定でございます。

大西会長　ということでございます。手帳に控えていただければと思います。

それでは、特に皆さんからご発言がなければ、今日の会議は以上としたいと思いますが。

後藤委員　ラムサール条約のところで三番瀬全体という話があったのですが、県のほうではグレート三番瀬みたいなところで行徳湿地も一緒ということなので、そこも念頭に入れておいていただければと思います。

倉阪委員　またこれは県のほうにお願いしてワーキンググループをやったほうがいいと思いますので、そのときにぜひとも来ていただいて、議論させていただければと思います。

大西会長　では、そういうことで。

それでは、引き続きいろいろお願いすることになると思います。どうぞよろしくお願い致します。

5. 閉　　会

大西会長　今日はどうもご苦労さま。ありがとうございました。以上で終わりにします。

— 以上 —